

第14回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成25年10月8日(火)
15:30～17:30
合同庁舎2号館7階 省議室

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ 全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正策の方向性について」
 - ・ 「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)」
- 3 閉会

配布資料

- (資料1)第12回検討会議事概要
- (資料2)全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正策の方向性について」
- (資料3)「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)」
- (資料4)「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)」
(参考資料)
- (参考)「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(平成25年10月1日)

第 1 2 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 2 5 年 9 月 3 日 (火) 1 3 時 3 0 分 ~ 1 5 時 3 0 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、吉村委員、・田委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・ 全国知事会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について(案)」について
 - ・ 論点の整理について
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 事務局より資料について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

(事務局より参考資料についての説明)

(以下、参考資料等について質疑及び自由討議)

- 計算し直した資料について、宮城、福島が上位に来ているのは震災復興特別交付税等の影響を受けていると思うが、この数値を除外すべきなので工夫が必要ではないか。
- 震災復興特別交付税及び通常の特別交付税の震災分も含まれており、それらを控除した資料を提出できるか検討する。(事務局)

(事務局より資料 3 についての説明)

(以下、資料 3 について質疑及び自由討議)

- 資料 3 は知事会としてオーソライズしたものと理解してよいか。

- 資料3は、あくまでも知事会内の研究会の考え方。9月中旬に最終的な報告書となる予定だが、その後の取扱いについては未定と聞いている。(事務局)
- 法人税割を一部国税化にするとあるが、既存の法人税と一体のものとして統合するのか、それとも既存の法人税とは別税目にするのか。
また、税収の変動が大きい法人税が交付税原資に占める割合として大きくなると、交付税の原資自体が大きく振れて財政調整の機能が不安定になるという懸念があるが、その点は何かよい方策はあるのか。
- 国税化については、法人税に移譲する形と考えていると思われる。
法人関係税と地方交付税原資にすると交付税財源の安定性が多少損なわれるが、法定率分と現在確保している地方交付税との間には巨額の差額があるのでその調整をもってある程度対応可能と考える。(事務局)
- 税源交換は非常に魅力的だが、私たちの研究会としては、実現するといいですよねということだろう。共同機構については、いわゆる逆交付税にも感じるが、これは相当将来的な課題と考える。
地方共同税と譲与税は、哲学的には異なるが、機能的には同じと考える。地方譲与税方式のような法人課税の再配分については、機能論的には妥当と知事会の報告書では言っていると理解すべきではないか。
- 譲与税は国に意思決定があるが、タックスシェアリングとしては譲与税と共同税は機能的に同じ。両者の違いは、譲与税は中央政府の意思決定だけでいいが、共同税は共同意思決定機関が必要ということ。
- 地方法人特別税に関して「国税に移行させるもので、できるだけ地方税の拡充を図っていくという地方分権の基本的考え方からは、異例の制度」と記載している一方で、法人住民税を地方交付原資税として国税化するというのは矛盾するのではないか。
また、税源交換するにしても、法人住民税を交付税として配分するときにそれを都道府県分と市町村分に分けて配分するということを意味するのか。
- 今回の税制抜本改革で、地方消費税の充実がすでに図られていると考え、法人住民税割の一部を交付税原資化すると記載されている。また、交付税を県と市町村に分けるという考え方とは聞いていない。(事務局)
- 税収の変動の部分を国が受けることになると、国が負担する交付税の部分で調整が必要になる。変動した部分について国がリスクを負担するとなると財政当局との調整が困難になると思われるので、なるべく変動する部分を地

方の中だけで受けられるように制度設計しなければ厳しいのではないか。)

- 知事会の研究会は、全体像の中で地方税の話をしよというコンセプト。追加的な財政需要に対して共同税で対応できないかという議論。ナショナルミニマムを超える部分について、地方が決定過程に加わるような形で考えるという議論である。

地方交付税をどうするか、地方税の中で偏在がない税体系をつくれるかが第一の議論。交付税への影響、中身にどう対応するかは詰めていない。地方が安定的な税体系を確保できるか将来的なものは第二段階の議論。

- 交付税財源の変動については、現行の制度のままであれば、好景気であれば地方も国も増収となり、交付税があまり要らないときに交付税原資が増え、逆に不景気であれば、税収が下がり、交付税所要額が大きくなるときに交付税財源が小さくなるというのは宿命である。地方法人関係税が地方税と交付税原資に配分されるならば、税源交換しても内訳は変わらないので、その分は減殺されるのではないか。

ナショナルミニマムについては、交付税の議論であり実際の制度として入れるときには何かよくわからないという印象になる。

- 知事会の研究会について、地方税の充実と偏在是正を念頭に置いているのは分かるが、それだけで地方財政のニーズを捉えているのかどうか。

地方税の偏在性の是正も重要だが、やはり一般財源が地方交付税と一緒に増えていなければ、地方の行政サービスの安定的な供給は厳しいのではないか。

(事務局より資料4についての説明)

(以下、資料4について質疑及び自由討議)

- 地方財源が豊富であれば、地方法人特別税という制度は必要がなく、地方財源がない中で膨らませなければいけなかったのが平成20年度の状況。東京や愛知に融通してもらい、4000億円を浮かせた原資が未だに歳出特別枠という形で財源を確保する手段に使われており、容易になくせない状況にある。地方交付税が盤石でない場合に、譲与税方式を財政調整制度の援軍として使わざるを得ないという状況なのではないか。

偏在問題を分割基準や清算基準で調整するというのは小手先という感じがするし、理屈が立たない。譲与税方式の形を抜本見直しというのは法律で書いてあり、やらないといけないのだが、形を変えて残すという方法しか現実的な選択肢はない。

地方法人特別税の創設の時も事業税だけ、つまり都道府県税だけを対象と

する理由は全然なかったもので、今回は法人住民税、特に市町村民税の法人税割の部分を対象とするのは選択肢としてあると考える。

○ 譲与税は本来還付税から来ているので本来の原則は徴収地に還付するために国税にする趣旨。一方で、ある税金を財政調整目的で配分するために国として課税し、財政調整目的で配分するのが分与税又は配賦税。共同税と同じ機能を有する譲与税というのは、財政調整目的の性格に近いものという理解になる。

○ 譲与税が引き受けるのか、法人課税で特殊な何かに位置づけるのか役割分担がすべき。譲与税としての性格を強めるとなると、法人課税だけでなく、固定資産税などでも調整する必要がある。

法人税の今後の課題として、税率の引き下げをするのであれば、課税ベースの見直しがセットであり、地方税だけで完結して議論することはできない旨追加して記載してほしい。

○ 消費税の引き上げが行われて偏在がどれくらい是正されるのか、正直現状では心許ない。地方の負担が増えるのではないかという状況で、税財源の乏しいところが豊かになるということは考えられない以上、特別税が導入されたときの所期の目的が、今回の地方消費税の引上げで是正されるとは到底考えられない。

他の財源も含めて水平調整や国と地方間での調整も必要と考える。

○ 偏在性について、時間的な偏在や所在地による偏在があるが、いかにそれを薄めていくかという、一番はっきりしているのは、それに根を張っている個人の課税や法人の外形課税制度を使うぐらいしかなく、それも大した額にはならないという現実的な問題もある。

法人税を軽くして、そのリターンを個人へいろいろな形で還元できればいいのだが、なかなか困難であり、また、法人からリターンを受ける人たちの所得税について累進を進めるとなるとそれも困難。現実的には今の地方法人特別税の措置はもう少し時間をかけて整理すべき。

○ 制度改革に時間がかかる試案と、短期的に組み込める試案とがあるが、実際のところ知事会としてどうしたいのか伺いたい。

○ 研究会において税源交換はこれまで長い間議論してきたものなので、比較的早期に実施すべき改革に織り込んだのに対して、共同税や交付税についてはあまり詰めておらず、引き続き検討すべき課題に入れたという形。(関口委員)

○ 法人税の減税について現実味がある一方、当検討会の議論がその政治の動きに対抗できるのかちょっと心許ない。税源交換の議論については、地方として足並みを揃えて議論できないか。

○ 知事会の提案は、まず税源交換をやって、その後しかるべき時期に共同税という順番になっている。全都道府県共同の財源と位置づけて客観的基準で配分するというのであれば、すでにかつての消費譲与税や現行の地方法人特別税・同譲与税が同様のスキームとして存在しているということをもまず考えるべき。譲与税によってどこまで財政調整ができるか。譲与税は税収を本来の帰属地に還付する制度であるのとらえると、財政調整的なものをどこまで盛り込めるのかは、当然議論になる。

分割基準や清算基準に財政調整機能を加味するのと、譲与税に財政調整機能を加味するのとでは、譲与税の方が抵抗感が少ないのではないか。ただし、譲与税で地方の需要までみることができるのかということやや疑問が残る。その点も含めて、制度的にトータルとして考えることが必要。

○ 財政調整は地方交付税でやるのが基本という前提でいうと、地方法人特別税ができた時点では地方交付税が非常に減って地方財政が苦しくなってきたりとか財政調整をできないのかという問題意識があり、それは今も変わっていない。平成20年に法人特別税が創設された時点と何が異なるかという点、前回は2年後に消費税を増税する予定と自民党政権が言っていたことだが、今回は消費増税はすでに決定している。そのような中で格差是正を捉えるのには、消費税引上げ後の地方財政の絵姿を見てみないと判断できないのではないか。

○ 将来像を判断するのは難しく、制度変更や経済状況によって断定的なことは言えないが、中期財政計画等で地方の一般財源の総額が同額水準に抑えられている中で税の占める比率が高くなる場合に、地方交付税の財政調整機能が弱められるのではないかと、ということに危惧している。

その観点からは地方の法人課税の一部を交付税原資にするということはよい考えだが、問題もある。そもそも財政調整は国対地方間の問題であるにもかかわらず、地方間で調整をしなければならないというのは問題のすり替えという気もする。また、減税のプレッシャーがかかっている税で財政調整をしいのかという問題もある。

いずれにしても、譲与税、交付税、どちらのやり方をとるにせよ財政調整的機能は高めていく必要があるのではないか。

○ 財政学においては、一般的に物税と人税と分けられており、物税について

は課税物件（客体）に着目して課税され、その属性は反映されずに応益的で地方税に好ましいと理解している。

しかし議論を進めていくと、物税であれば、課税物件が存在する地域社会に課税権があるので選挙権のない人が存在するという可能性がある。逆の議論からすると、広域的にやる場合は、物税はむしろ国税へとなるのではないか。知事会においても偏在性が高く安定的でない法人住民税が国税に持っていくのに好ましいと言っているが、人税の方が偏在性が高く安定的でない傾向が大きく望ましいというのが財政学の考え方であるが、租税法学は財政学と考え方が逆なのか。

- 租税法学は国税を念頭に議論されており、法律生成プロセスが中心だが、考え方として物税、人税、あるいは選挙民で分けてはいない。
- 法人事業税は事業に課す税であり、そこに立地している事務所・工場に通っている人が一定の公共サービスを受けていることに着目して課税しているという理屈なのではないか。法人＝株主という考え方ではなく、例えば工場があって、その地域に働いている人が通っていれば、その人たちは投票権を持っており、その観点からすると都道府県を単位とするエリアで課税してもおかしくはないと思うが。
- 念頭に置いているものとして、租税輸出のような現象をどのように評価するのかというのが背後にある。域外の者に税負担が転嫁するような形でコミュニティが決定するということがあったとして、それをどう評価するかという問題として捉えるとそのような考え方も成り立ち得る。

以上

地方税制における税源偏在の是正策の方向性について 目次

第1 背景

1. 地方分権型社会の確立とこれを支える安定的な地方税財源の充実確保の必要性
2. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直しの必要性

第2 基本的考え方

1. 地方法人特別税制度の廃止について
2. 地方法人課税の見直し
3. 多様な選択肢の検討

第3 改革の方向性

1. 早期に実施すべき改革

(1) 税源交換

税源交換：試案1

税源交換：試案2

税源交換：試案3

2. 引き続き検討すべき改革

(1) 地方共同税

(基本的考え方)

(憲法との関係)

(ドイツの共同税との比較)

地方共同税：試案1

地方共同税：試案2

(2) 税源交換と地方共同税の併用

税源交換と地方共同税の併用：試案

(3) 地方共有税

地方共有税：試案

(4) 地方共同機構

地方共同機構：試案

第4 改革にあたっての留意点

1. 地方の意見の反映
2. 地方交付税の役割

第5 その他の検討課題

(地方法人課税の外形課税化)

(地方法人課税の分割基準の見直し)

地方税制における税源偏在の是正方針の方向性について

これからの地方税の充実を基本とする地方税財源の拡充を見据えつつ、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「消費税法改正法」という。）において、地方税制について「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」と規定されたこと、また、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方針を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」と規定されたことも踏まえ、地方税制における税源偏在の是正方針について幅広く検討するため、平成 24 年 7 月の全国知事会議において、地方税財政常任委員会に学識経験者による「地方税財政制度研究会」を設置することとされた。

研究会の検討事項としては、国の消費税と地方法人課税の税源交換や地方共有税、「地方共同税」（地方税の一部を地方の共通財源と位置付け調整する仕組み）など、地方税制における税源偏在の是正方針について、法制的な課題を含め、幅広く検討することとされた。これを受けて、平成 24 年 9 月以降、研究会において 8 回にわたり検討を行い、平成 25 年 4 月には、考えられる論点を網羅的に整理した中間論点整理をとりまとめたところである。

今回の報告書は、中間論点整理を踏まえ、今後の税源偏在の是正方針について方向性をとりまとめたものである。

第 1 背景

1. 地方分権型社会の確立とこれを支える安定的な地方税財源の充実確保の必要性

地方分権型社会を実現するためには、地方の役割を適切に果たすために必要な税財政構造を構築し、地方団体が自立的に運営できる基盤をつくりあげることが必要である。

今後も社会保障関係費の増加が続くと見込まれる中、国の制度と地方単独事業それぞれのセーフティネットが組み合わさることによって、今後の社会保障制度全体が持続可能となることから、昨年 8 月に成立した社会保障・税一体改革関連法において消費税・地方消費税を 5% 引き上げるにあたり、地方分として 1.54% が確保された。

その際、地方分権型社会を確立する上では、地方税の充実を基本として地方の税財源の充実確保を図るべきという考え方から、確保された地方分 1.54% のうち、1.2% は地方消費税の引上げに、0.34% は地方交付税原資の拡充によることとされ、地方消費税の充実が基本とされたところである。

一方、地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大 2 倍の格差が存在しており、

- ・ 地方消費税の充実だけでは大都市部の税源がより拡充される結果となる

・個々の地方団体ごとに見ると税収と社会保障給付支出とに不均衡が生じるといった課題がある。

このような課題に対応するため、全国知事会では、

- ・ 引上げ分の地方消費税について基準財政収入額への算入率を大幅に高めるとともに、引上げ分の消費税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化や機能維持等に係る地方負担については、その全額を基準財政需要額に算入すること
- ・ 地方消費税の清算基準について、正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、「人口」の比率を高める方向で見直すこと

を提言しているが、これらをもってしても、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体においては、これらが臨時財政対策債の減少により相殺されることになる。交付団体の臨時財政対策債が減少することについては、その分、地方債発行額が減少するという意味で、プラスの面があるものの、臨時財政対策債は、その元利償還金が全額地方交付税で措置されるもので、本来、法定率の引上げ等により地方交付税として交付すべきものであることから、実質的には交付団体の地方交付税の減少に他ならず、その結果として、不交付団体と交付団体の間の財政力格差が拡大することになる。(表1参照)

(表1)

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p>2,100億円</p> <p><small>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</small></p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額(1.2%分)</p> <p>1兆3,100億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,300億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = 7,800億円</p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p>900億円</p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p>7,800億円</p>
(A) - (B) = 1,200億円		(A') - (B') = 0	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。
 注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

今後も地方分権改革を進めるという観点から、地方税の充実確保が求められているが、偏在性の小さい地方消費税においても、このような課題を抱えていることから、

今後増加する社会保障関係費の財源を確保するため将来的に消費税率を上げる場合には、引上げ分の全てを国の消費税とし、そのうち一部を地方交付税として配分したほうがよいのではないかという議論につながるおそれもあり、これは地方分権改革の観点からは必ずしも好ましいことではない。

また、その場合に、地方分権改革の理念からできるだけ自主財源である地方消費税を充実しようとしても、税率の配分を各地方団体の社会保障給付支出とほぼ見合うような方法にしなければ、そもそも税率の引上げに関して国民の理解を得られにくくなることも懸念される。

このようなことから、地方分権型社会を確立していくため、地方税源の更なる充実を図るには、現行の地方税制から生じる上記のような課題を解消するなど、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していかなければ、多くの地方団体や国民の理解を得ることが難しいと考えられる。

地方税制における税源の偏在是正方策については、税源の豊かな一部の地方団体にとっては一時的に税収の減少となる可能性が大きいが、一方で、税収構造自体が安定化するというメリットもあるのであり、全体として偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築が実現しなければ、今後の地方税源の充実を図っていくことが困難になるということについて、全ての地方団体が共通の認識を持つ必要がある。

2. 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の見直しの必要性

平成20年度税制改正において、当時の喫緊の政治課題であった地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の制度（以下「地方法人特別税制度」という。）が創設された。これは、税源の偏在を是正する効果を持つことは事実であるが、現に地方税であったものを国税に移行させるもので、できるだけ地方税の拡充を図っていくという地方分権の基本的考え方からは異例の制度であり、消費税法改正法第7条第5号イにあるとおり、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」であるから、地方法人特別税制度の廃止のためにも、偏在性の小さい地方税体系の構築を図る必要がある。

特に、今回の社会保障・税一体改革では、相対的に偏在性の小さい地方消費税が充実され、人口一人当たり税収の格差は縮小するが、併せて地方法人特別税制度を廃止した場合は、逆に、この格差が拡大してしまう可能性があること、さらに、現行の地方財政制度のもとで、地方交付税を通じて調整されていると考えられている人口一人当たりの一般財源の状況が、今回の地方消費税の充実や地方法人特別税の復元によって大きく変化することとなることから、こうした点を十分踏まえてその対応方針を検討する必要がある。（表2、3参照）

(表2)

平成23年度地方法人特別譲与税による影響額実績

※地方法人特別税は、平成23年2月から平成24年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成23年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。(東京都は加算額46億円を含む。)

(単位：億円)

都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C	都道府県	地方法人特別税 A	地方法人特別譲与税 B	増減 B - A = C
北海道	431	643	212	滋賀県	204	166	▲ 38
青森県	90	158	68	京都府	310	314	4
岩手県	88	155	67	大阪府	1,296	1,130	▲ 166
宮城県	234	279	44	兵庫県	557	635	78
秋田県	67	127	60	奈良県	75	145	71
山形県	82	139	57	和歌山県	82	114	32
福島県	201	239	38	鳥取県	46	69	23
茨城県	338	346	8	島根県	65	86	20
栃木県	225	240	15	岡山県	209	228	18
群馬県	219	242	23	広島県	344	348	5
埼玉県	574	770	196	山口県	158	170	13
千葉県	541	651	110	徳島県	105	91	▲ 14
東京都	3,502	1,991	▲ 1,510	香川県	125	121	▲ 5
神奈川県	905	991	86	愛媛県	158	167	9
新潟県	261	287	26	高知県	46	87	40
富山県	132	137	5	福岡県	425	600	175
石川県	143	145	3	佐賀県	86	100	14
福井県	131	100	▲ 31	長崎県	109	163	54
山梨県	137	103	▲ 34	熊本県	136	206	70
長野県	197	260	63	大分県	100	140	40
岐阜県	224	247	23	宮崎県	88	130	42
静岡県	492	463	▲ 29	鹿児島県	113	196	83
愛知県	1,055	933	▲ 121	沖縄県	99	155	56
三重県	223	221	▲ 2	合計	15,427	15,427	0

※地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口(8月譲与分まではH17国勢調査、11月譲与分からはH22国勢調査)及び
従業員数(5月譲与分はH18事業所企業統計調査、8月譲与分からはH21経済センサス基礎調査)で按分。

※四捨五入により計が一致しないところがある。

(表3)

消費税10%導入による都道府県税収入の変動

	H23年度 都道府県税+地方人特別譲与税				地方消費税 1.0%→2.2%				地方人特別税及び譲与税が廃止された場合の偏在率			
	合計	内、地方消費税	一人あたり 税収額	偏在率	合計	内、地方消費税	一人あたり 税収額	偏在率	特別税制度増 減概数額	特別税廃止時の 税収想定	一人あたり 税収額	偏在率
	A	B	C	C/平均額 D	E = A - B + F	F = B × 2.2	G	G/平均額 H	I	J = E - I	K	K/平均額 L
百万円	百万円	円		百万円	百万円	円		百万円		円		
1 北海道	593,175	113,426	108,358	0.91	729,286	249,538	133,222	0.93	21,200	708,086	129,349	0.90
2 青森県	131,873	26,736	95,350	0.80	163,956	58,820	118,548	0.83	6,800	157,156	113,631	0.79
3 岩手県	127,110	25,116	96,456	0.81	157,249	55,255	119,327	0.83	6,700	150,549	114,243	0.80
4 宮城県	248,662	45,156	107,987	0.91	302,850	99,344	131,519	0.92	4,400	298,450	129,608	0.90
5 秋田県	100,275	20,811	92,333	0.77	125,249	45,785	115,329	0.80	6,000	119,249	109,804	0.77
6 山形県	112,052	21,672	96,580	0.81	138,059	47,678	118,995	0.83	5,700	132,359	114,082	0.80
7 福島県	211,299	37,481	106,081	0.89	256,276	82,458	128,661	0.90	3,800	252,476	126,753	0.88
8 茨城県	353,159	55,649	119,310	1.00	419,938	122,428	141,870	0.99	800	419,138	141,600	0.99
9 栃木県	243,240	39,668	122,307	1.03	290,841	87,269	146,243	1.02	1,500	289,341	145,488	1.01
10 群馬県	233,091	38,952	117,075	0.98	279,833	85,694	140,553	0.98	2,300	277,533	139,398	0.97
11 埼玉県	766,790	118,421	107,251	0.90	908,896	260,527	127,127	0.89	19,600	889,296	124,386	0.87
12 千葉県	688,686	110,423	112,025	0.94	821,194	242,930	133,579	0.93	11,000	810,194	131,790	0.92
13 東京都	2,335,633	353,960	183,919	1.54	2,760,386	778,712	217,366	1.52	▲151,000	2,911,386	229,256	1.60
14 神奈川県	1,078,513	164,108	120,945	1.01	1,275,443	361,038	143,029	1.00	8,600	1,266,843	142,065	0.99
15 新潟県	258,521	46,679	109,328	0.92	314,535	102,693	133,017	0.93	2,600	311,935	131,917	0.92
16 富山県	130,832	20,755	120,300	1.01	155,738	45,661	143,202	1.00	500	155,238	142,742	1.00
17 石川県	136,867	23,494	118,322	0.99	165,060	51,687	142,695	1.00	300	164,760	142,436	0.99
18 福井県	99,503	15,944	123,886	1.04	118,635	35,076	147,707	1.03	▲3,100	121,735	151,566	1.06
19 山梨県	102,703	17,127	120,015	1.01	123,255	37,679	144,032	1.00	▲3,400	126,655	148,005	1.03
20 長野県	236,815	44,226	110,354	0.93	289,886	97,296	135,084	0.94	6,300	283,586	132,149	0.92
21 岐阜県	233,877	39,336	113,042	0.95	281,081	86,540	135,857	0.95	2,300	278,781	134,746	0.94
22 静岡県	467,129	77,430	124,549	1.04	560,046	170,347	149,323	1.04	▲2,900	562,946	150,096	1.05
23 愛知県	984,490	157,099	135,545	1.14	1,173,009	345,618	161,501	1.13	▲12,100	1,185,109	163,167	1.14
24 三重県	226,789	36,000	123,348	1.03	269,989	79,200	146,844	1.02	▲200	270,189	146,953	1.02
25 滋賀県	163,987	23,507	117,598	0.99	192,195	51,716	137,827	0.96	▲3,800	195,995	140,552	0.98
26 京都府	289,615	53,649	113,899	0.96	353,994	118,028	139,218	0.97	400	353,594	139,060	0.97
27 大阪府	1,054,098	188,297	121,441	1.02	1,280,054	414,254	147,473	1.03	▲16,600	1,296,654	149,385	1.04
28 兵庫県	617,286	103,028	110,775	0.93	740,920	226,662	132,962	0.93	7,800	733,120	131,562	0.92
29 奈良県	130,579	21,396	93,188	0.78	156,255	47,072	111,512	0.78	7,100	149,155	106,445	0.74
30 和歌山県	95,669	17,084	93,915	0.79	116,170	37,585	114,041	0.80	3,200	112,970	110,899	0.77
31 鳥取県	56,996	11,351	96,814	0.81	70,616	24,971	119,950	0.84	2,300	68,316	116,043	0.81
32 島根県	70,407	13,205	98,740	0.83	86,254	29,052	120,964	0.84	2,000	84,254	118,159	0.82
33 岡山県	211,892	36,356	109,698	0.92	255,518	79,982	132,284	0.92	1,800	253,718	131,352	0.92
34 広島県	326,071	57,268	114,544	0.96	394,792	125,989	138,685	0.97	500	394,292	138,509	0.97
35 山口県	156,659	26,982	108,379	0.91	189,038	59,361	130,779	0.91	1,300	187,738	129,880	0.91
36 徳島県	82,005	13,851	104,248	0.87	98,627	30,473	125,378	0.87	▲1,400	100,027	127,158	0.89
37 香川県	116,235	20,301	115,486	0.97	140,597	44,663	139,691	0.97	▲500	141,097	140,187	0.98
38 愛媛県	143,231	26,219	99,377	0.83	174,694	57,681	121,207	0.85	900	173,794	120,582	0.84
39 高知県	69,803	14,240	91,885	0.77	86,891	31,328	114,379	0.80	4,000	82,891	109,113	0.76
40 福岡県	545,624	100,840	108,056	0.91	666,633	221,849	132,021	0.92	17,500	649,133	128,555	0.90
41 佐賀県	85,868	15,432	100,624	0.84	104,387	33,951	122,324	0.85	1,400	102,987	120,684	0.84
42 長崎県	125,244	26,061	87,492	0.73	156,517	57,335	109,339	0.76	5,400	151,117	105,567	0.74
43 熊本県	171,453	34,687	94,084	0.79	213,078	76,312	116,926	0.82	7,000	206,078	113,085	0.79
44 大分県	117,538	23,529	98,210	0.82	145,773	51,763	121,802	0.85	4,000	141,773	118,459	0.83
45 宮崎県	105,727	21,179	92,440	0.78	131,141	46,593	114,660	0.80	4,200	126,941	110,988	0.77
46 鹿児島県	150,988	30,429	88,500	0.74	187,503	66,944	109,903	0.77	8,300	179,203	105,038	0.73
47 沖縄県	112,771	21,770	79,252	0.66	138,895	47,895	97,612	0.68	5,600	133,295	93,676	0.65
表計	15,100,831	2,550,334	119,224		18,161,232	5,610,735	143,386			18,161,232	143,386	

※人口は住民基本台帳人口(H24.3.31現在)による。

※都道府県税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いた額である。

①

②

最大 183,919 円/人
 最小 79,252 円/人
 最大/最小 2.32 倍

最大 217,366 円/人
 最小 97,612 円/人
 最大/最小 2.23 倍

最大 229,256 円/人
 最小 93,676 円/人
 最大/最小 2.45 倍

第2 基本的考え方

1. 地方法人特別税制度の廃止について

地方法人特別税制度については、地方法人特別税等に関する暫定措置法において「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされており、今回の消費税法改正法第7条においても「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う」とされている。

法人事業税は、シャープ勧告以来の応益性確保の努力により平成16年度になって外形標準課税の導入によりやくこぎ着けた都道府県にとって今後とも堅持すべき地方税であるが、平成20年度の地方法人特別税制度の導入によって、その一部が国税として徴収されるようになった。先に述べたように、地方法人特別税制度は、地方税の充実を図るといふ地方分権の基本的考え方からは異例の制度であり、解消することが基本であるが、その代わりにこの制度の有する税源偏在是正機能を確保する必要がある。

その際には、社会保障・税一体改革関連法における地方税制についての規定を踏まえ、税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきであるが、今回の地方消費税率の引上げについては、地方の社会保障財源を確保する措置であり、同法に従ってなされた税制改正（所得税の最高税率の見直し、相続税・贈与税の見直し）と併せても、「偏在性の小さい地方税体系の構築」は行われていないことから「税制の抜本的な改革」は道半ばであると考えざるを得ない。この観点からは、偏在是正方策を講じなければ地方法人特別税制度の廃止はできないと考えられる。

この点については、今回の措置により、少なくとも偏在性の小さい地方消費税が充実されたことから、速やかに地方法人特別税制度を廃止すべきと考えるのが原則ではないかとの意見もあるが、地方法人特別税制度により結果として是正された税源偏在が、その復元により大きく影響を受けることを考慮すれば、地方法人特別税の復元と地方交付税も含めた税財政制度改革を通じた偏在是正方策は同時に行うべきである。

2. 地方法人課税の見直し

平成20年度税制改正の要綱においては、地方法人特別税制度の創設とともに、地域間の税源偏在の是正について、「地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める」との基本方向が示されていた。

地方法人課税は、法人が地方団体から受ける行政サービスの対価として負担する重要な地方の基幹税源だが、経済動向に応じて税収が大きく変動することや、税源が偏在するなどの課題を抱えており、今回の消費税法改正法第7条においても、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」とされている。

このような経緯に鑑みると、今回の地方消費税率の引上げと併せて、まず地方法人課税について、地方法人特別税制度以外も含めた具体的な偏在是正方策を検討すべき

であり、その際には、少なくとも平成 20 年度税制改正の要綱に明記された基本方向に沿って、単なる地方団体間の地方法人課税の再配分ではなく、国と地方の税体系全体の見直しの中に位置付けることが可能な偏在是正方策を念頭に置くべきである。

なお、地方法人課税の見直しにあたっては、そもそも都道府県と市町村による法人への課税根拠は何か、現行の課税方式はそれにふさわしいと言えるのかについて改めて整理していく必要がある。

地方団体は、住民に密着した行政サービスを景気の変動いかににかかわらず安定して提供することが求められていることから、税収が安定的な消費課税などを中心とした地方税体系の構築を目指し、一方、経済動向によって税収が大きく変動する法人課税については、経済政策を主導する国の税源の割合を高めていくことが適当ではないかといった考え方もある。

また、都道府県民税・市町村民税の法人住民税法人税割については、利益に課税することから地方税の負担分任原則に照らすと課題があるのではないかと、経済動向に左右され安定的ではないといった点も含め、そのあり方を見直す必要がある。

一方で、法人事業税については、法人がその事業活動を行うにあたって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めようとする応益課税の性格に鑑み、事業活動の規模に応じた課税となる外形標準課税を拡大し、本来あるべき姿に近づけていく努力が必要である。

3. 多様な選択肢の検討（図 1 参照）

地方税の充実確保にあたっては、偏在性ができるだけ小さい地方税体系を構築することが重要であり、そのためにはまず、偏在性が小さく安定的な地方消費税の充実を基本とし、これと併せて偏在性が大きく経済動向に左右されやすい地方法人課税の見直しを講じる必要がある。

その際、例えば、偏在是正を主たる目的として地方法人課税の再配分を行うといった地方税の中だけでの偏在是正方策では、結果として富裕団体からそうではない団体への水平的移転という帰結しか得られないことになる。そもそも富裕団体がそうではない団体の財源の保障責任を有するとの立論が困難である以上、そのような偏在是正方策について富裕団体やその住民の理解を得ることは困難ではないかと考えられる。

また、地方税のみで検討した場合、地方税の税財源の調整が優先され、地方分権の推進が地方間の水平調整に置き換えられることにより、都市圏と地方圏の間の争いに矮小化されるという問題がある。

従って、地方税のみではなく、国税との税源交換や地方交付税の充実または地方共同税といった新たな仕組みの創設など偏在是正方策として考えられる多様な選択肢について、幅広く検討すべきである。

その中でも、地方分権の実現に向けて地方税財源の充実強化を図る観点から、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を第一に求めるべきであり、偏在性の小さい消費税（交付税原資分）を地方消費税に、偏在性の大きい地方法人課税を交付税原資にする税源交換を検討すべきである。

その上で、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保する

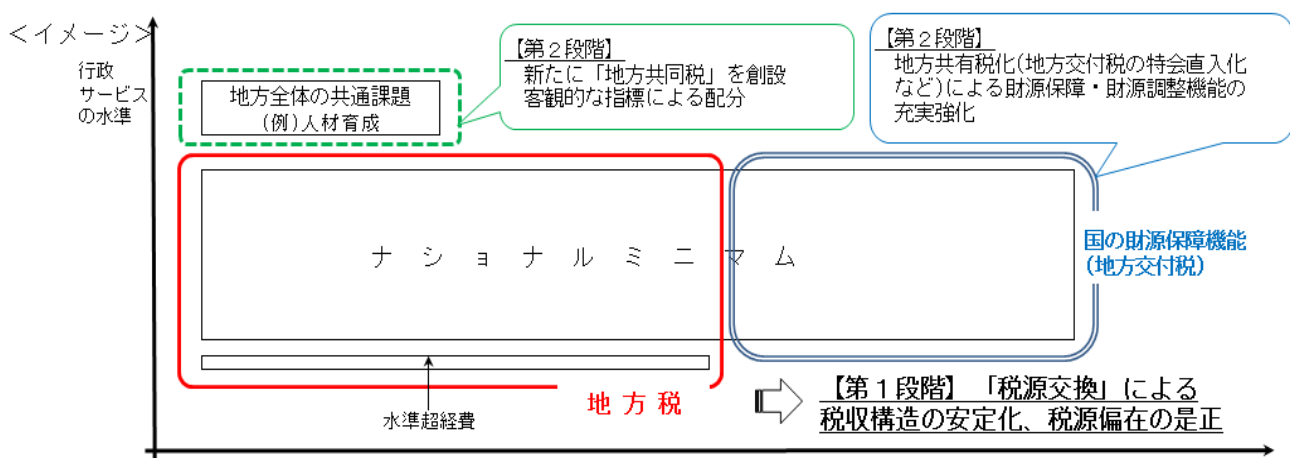
ため、地方税を地方が主体的に地方共同税として課税し、客観的な指標で配分することにより、国に頼ることなく地方自らが必要な税財源を確保する新たな仕組みを創設することなども考えられる。

ただし、これらの税財政制度の見直しによってもなお埋まらない地域間の財政力格差については、地方消費税の充実や地方法人課税の見直しといった地方税収の偏在是正という税制上の措置のみをもって対応することはできない。そもそも地域間の財政力格差は、地方団体間の努力の差により生じたものというよりは、主として、明治維新以来の中央集権体制や、首都東京への一極集中等といった国の経済政策、国土政策等の様々な要因から生じたものであり、国と地方との権限配分及び財源配分の基本を国が定めていることを考えると、地方税のみでは標準的な行政サービス水準を確保することができない地方団体に対しては、地方交付税制度の本来の役割である財源保障・財源調整機能を充実強化し、そのために必要な地方交付税総額が確保されなければならない。

地域間の財政力格差について検討する際には、ナショナルミニマムを確保する地方団体の財源保障があくまで国の責務であることを基本とすべきである。

(図1)

地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について



第3 改革の方向性

第2. 3で示した多様な選択肢の中で検討すべきとした税源交換については、地方法人特別税制度導入決定の直前（平成19年11月）に、地方財政審議会が示した意見において「地方税収の偏在是正に向けた具体的な方策」として、「国の消費税の一部を地方消費税にする一方で、地方法人二税の一部を同額国税化する、いわゆる税源交換を基本に検討すべきである」こと及び、「税源交換を行った場合、地方法人二税の税収シェアの大きな団体は税収が減少するが、地方消費税が充実されることにより、税収構造自体が安定化するというメリットもあり、全体として偏在度が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する改革となる」ことが明記されている。また、同じ時期に、全国知事会地方税制小委員会においても同趣旨の提言をとりまとめている。

今回の社会保障・税一体改革関連法による地方消費税率の引上げによって、地方消費税の充実が図られていることから、このタイミングにおいて、地方法人特別税の復元とセットで税源交換を行う案は、実現可能性の高い方策であると考えられる。

このような経緯、現状認識及び今後の実現可能性等を踏まえ、

- ・早期に実施すべき改革
- ・引き続き検討すべき改革

に分けて整理し、改革の方向性を示すこととする。

なお、これらの改革は、地方団体の自主財政権に大きく影響を与えることから、憲法の定める地方自治の本旨に関わる問題とも言うべきものであり、制度設計を行う場合は、国と地方が十分な協議を行いながら取り組むべきである。

1. 早期に実施すべき改革

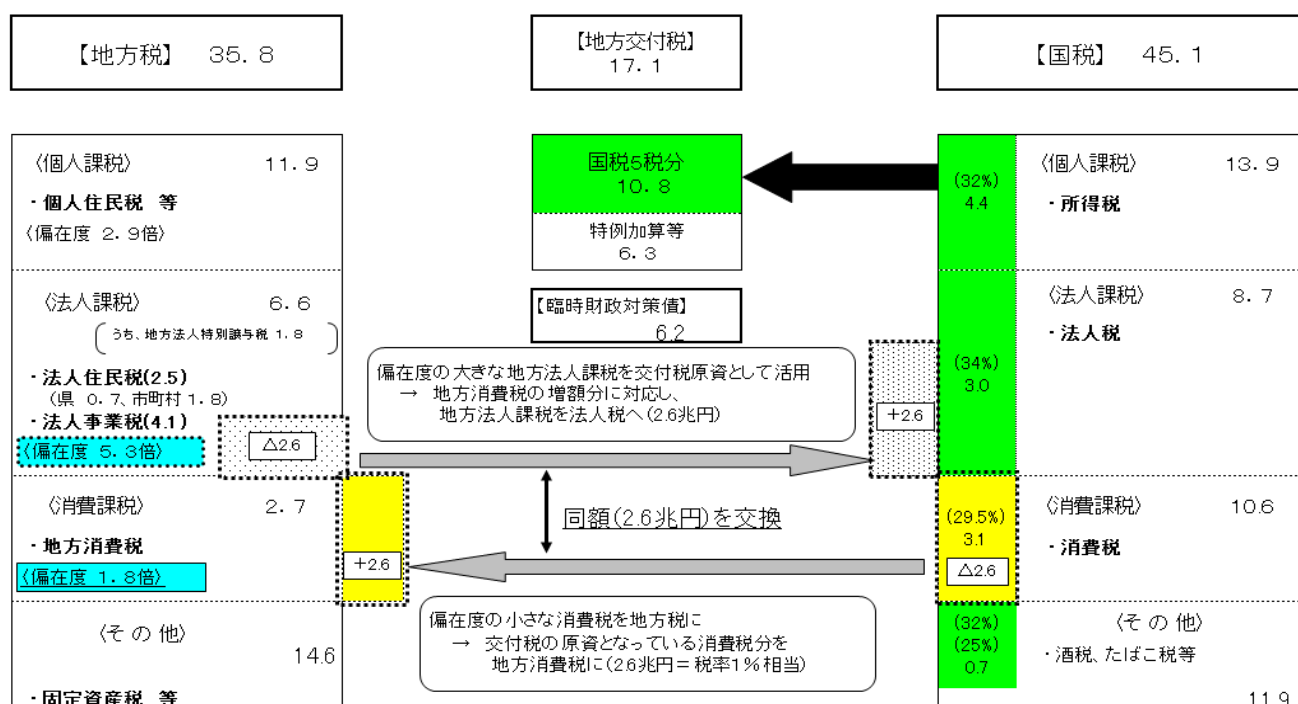
(1) 税源交換

まず、地方消費税率の引上げと併せて地方法人課税のあり方を見直す方策として、地方法人特別税制度導入決定の直前（平成 19 年 11 月）に全国知事会地方税制小委員会が提言した「税源偏在の是正を、地方交付税原資としての税目の見直しとあわせて行い、偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべき」との考え方に沿って、偏在性の大きい地方法人課税を交付税原資に、偏在性の小さい消費税（交付税原資分）を地方消費税にする税源交換を検討すべきである。（図 2 参照）

(図 2)

国税と地方税の税源交換のイメージ (H25予算・地財ベース)

(単位:兆円)



注:国はH25当初予算、地方はH25地方財政計画(ただし、地方税の偏在度はH23決算数値)による。超過課税及び法定外税を含まない。
 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
 地方税の偏在度:各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割ったもの。

なお、従前の提言においては、税源交換の対象税目として法人二税が想定されていたが、税源交換の対象とする地方法人課税については、これまでの法人事業税における応益性確保の改革努力の歴史、法人事業税は基本的には応益課税であり、事業者の所在地で課税することには一定の意義があること、法人住民税法人税割は応能的性格が強く、必ずしも所在地で課税する必要はないとも考えられること、さらに、都道府県及び市町村の双方が持つ財源であって、より偏在度が大きい(H23年度6.7倍。法人事業税は5.1倍。)ことを考慮すれば、法人住民税法人税割が適当である。

以上を踏まえた税源交換の試案として、例えば、以下の3案が考えられる。

税源交換：試案 1 (表 4、図 3 参照)

地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とする。

【税源交換：試案 1 の考え方】

○地方法人特別税を単に復元しただけでは、地方税の偏在度が拡大するため、地方法人特別税の復元とセットで税源交換を行うことにより、地方法人特別税の税源偏在是正機能を確保する。具体的には、今回の税制抜本改革で地方消費税の充実がすでに図られていると考え、法人事業税より偏在度が大きく応能的性格の強い法人住民税法人税割の一部を交付税原資とする。

【税源交換：試案 1 の課題】

○法人住民税法人税割の一部国税化による偏在是正の規模について、仮に、地方法人特別税の復元 (1.5 兆円) と同じ規模で実施する場合、都道府県の法人住民税法人税割の税額規模 (0.5 兆円) が小さいため、市町村の法人住民税法人税割 (1.0 兆円=是正規模 1.5 兆円-0.5 兆円) を含め、都道府県及び市町村全体における地方税の偏在是正を検討することが考えられる。

○その場合、税源交換により都道府県の法人住民税法人税割に係る超過課税の課税根拠が失われることとなるが、その代替措置については、例えば、法人事業税の超過課税による対応が考えられる。

○都の場合、特別区分の法人住民税法人税割について都が課税しているが、特別区分の法人住民税法人税割については、都分ではなく市町村分として扱うのかについて決める必要がある。

○法人は選挙権がなくても影響力を有しており、法人のために地方団体は行政サービスを提供していることから、法人も一定の地方税を負担すべきであり、法人住民税法人税割を交付税原資とすることには、企業が集積している一部の市町村から異論があると考えられる。

○法人住民税法人税割を税源交換として国税化する場合には、企業誘致等が立地自治体の法人住民税収の増に直接つながらなくなる面があるが、企業誘致等による新たな雇用の創出や消費の増加に応じた住民税や地方消費税の充実という税源涵養の効果がなお残ると考えられる。

○都道府県は地方法人特別税が復元するため、形式的には地方税の縮小はないが、市町村は国税化によって税源を失うことになり、その見合い分について地方交付税原資が増えることになるが、地方分権の観点から課題が残るとも考えられる。

○都道府県は地方法人特別税が復元するといっても、全体としてみれば実質的には税収増加効果はないため、都道府県についても税の充実が必要とも考えられる。

○今回の税制抜本改革で実施される地方消費税の充実は、社会保障の安定財源確保を目的としており、地方税の拡充強化自体を目指したのではなく、交付団体の場合は、社会保障支出を上回る地方消費税収分だけ臨時財政対策債が減ることを考慮すると、今後は、

法人住民税法人税割の一部国税化の代わりとなる新たな地方税の充実（具体的には偏在性が小さく安定的な地方消費税の充実）が地方分権の観点からは望ましいとも考えられる。

○他方で、今回の社会保障・税一体改革関連法において地方消費税が拡充され、地方税源が全体として拡充されていることを考慮して、地方法人特別税分は格差是正という観点から交付税原資とすることも考えられる。

(表4)

【県分】地方法人特別税の復元による増減と税源交換による法人税割の減収

地方法人特別税の復元による各県影響額と、税源交換による道府県民税法人税割(超過課税を除く)の減収を比較(H23決算)

都道府県	特別税の復元		復元による 増減 A	法人税割の減		合計 A+B	都道府県	特別税の復元		復元による 増減 A	法人税割の減		合計 A+B
	特別税 の廃止	譲与税 の廃止		B	シェア			特別税 の廃止	譲与税 の廃止		B	シェア	
	億円	億円	億円	億円	%	億円		億円	億円	%	億円		
北海道	431	▲643	▲212	▲134	2.41	▲346	滋賀県	204	▲166	38	▲66	1.19	▲28
青森県	90	▲158	▲68	▲25	0.45	▲93	京都府	310	▲314	▲4	▲104	1.88	▲108
岩手県	88	▲155	▲67	▲27	0.49	▲94	大阪府	1,296	▲1,130	166	▲500	9.05	▲334
宮城県	234	▲279	▲44	▲77	1.39	▲121	兵庫県	557	▲635	▲78	▲191	3.45	▲268
秋田県	67	▲127	▲60	▲20	0.36	▲80	奈良県	75	▲145	▲71	▲25	0.46	▲96
山形県	82	▲139	▲57	▲26	0.46	▲83	和歌山県	82	▲114	▲32	▲29	0.53	▲61
福島県	201	▲239	▲38	▲47	0.86	▲85	鳥取県	46	▲69	▲23	▲13	0.23	▲35
茨城県	338	▲346	▲8	▲109	1.97	▲117	島根県	65	▲86	▲20	▲15	0.28	▲36
栃木県	225	▲240	▲15	▲68	1.23	▲84	岡山県	209	▲228	▲18	▲68	1.24	▲87
群馬県	219	▲242	▲23	▲72	1.29	▲95	広島県	344	▲348	▲5	▲109	1.98	▲114
埼玉県	574	▲770	▲196	▲209	3.77	▲405	山口県	158	▲170	▲13	▲47	0.85	▲59
千葉県	541	▲651	▲110	▲175	3.17	▲285	徳島県	105	▲91	14	▲27	0.49	▲13
東京都 ※	3,502	▲1,991	1,510	▲1,533	27.71	▲22	香川県	125	▲121	5	▲45	0.82	▲41
神奈川県	905	▲991	▲86	▲335	6.06	▲421	愛媛県	158	▲167	▲9	▲52	0.94	▲61
新潟県	261	▲287	▲26	▲68	1.23	▲94	高知県	46	▲87	▲40	▲17	0.30	▲57
富山県	132	▲137	▲5	▲45	0.82	▲50	福岡県	425	▲600	▲175	▲181	3.26	▲356
石川県	143	▲145	▲3	▲44	0.79	▲46	佐賀県	86	▲100	▲14	▲24	0.44	▲38
福井県	131	▲100	31	▲36	0.65	▲6	長崎県	109	▲163	▲54	▲35	0.64	▲89
山梨県	137	▲103	34	▲42	0.77	▲9	熊本県	136	▲206	▲70	▲46	0.83	▲116
長野県	197	▲260	▲63	▲60	1.09	▲123	大分県	100	▲140	▲40	▲31	0.56	▲71
岐阜県	224	▲247	▲23	▲73	1.31	▲96	宮崎県	88	▲130	▲42	▲24	0.44	▲66
静岡県	492	▲463	29	▲150	2.71	▲121	鹿児島県	113	▲196	▲83	▲38	0.68	▲120
愛知県	1,055	▲933	121	▲370	6.68	▲248	沖縄県	99	▲155	▲56	▲31	0.57	▲87
三重県	223	▲221	2	▲68	1.22	▲66	合計	15,427	▲15,427	0	▲5,531	100.00	▲5,531

※ 特別区における法人税割(超過課税分除く)を都の収入にカウントした場合、都の合計は +1,510-1,533-3,660=▲3,683億円。

※ 法人税割の減(合計▲5,531億円)と同額の交付税原資が増加し、各団体への地方交付税交付額が増加する。

税源交換：試案2（表5、図3参照）

地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、都道府県分は全ての、市町村分は一部の法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。その際、交付税原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額の消費税（交付税原資分）を地方消費税とし、その全額を市町村に交付する。

【税源交換：試案2の考え方】

- 都道府県の法人住民税法人税割に見合った額については、都道府県分の地方交付税として都道府県に配分する。一方、市町村が失う法人住民税法人税割については、地方分権をより重視する観点からは、地方交付税ではなく、市町村の地方税を充実することとする。
- 具体的には、地方法人特別税の復元（1.5兆円）と同じ規模の偏在是正を実施する場合、国税化する市町村民税（1.0兆円）に見合った措置として、国税（消費税（交付税原資分））の一部を地方消費税（市町村交付金）に振り替える。
- 市町村には地方法人特別税の復元がないため、今回の法改正による地方消費税の充実とは別に、さらなる地方消費税の充実が望ましいと考えられる。

【税源交換：試案2の課題】

試案1に掲げた一部の課題のほか、以下の課題がある。

- 税源交換により充実する市町村分の地方消費税について、現行の交付基準（人口：従業者数＝1：1）を前提として試算しているが、この場合、法人住民税法人税割に比べれば偏在性は小さいものの、なお税収格差が残るという問題がある。

(表5)

【市町村分】税源交換による法人税割の減収と地方消費税(交付金)の増収

全国計を「特別税(15,427)－県分(5,531)」=9,896億円と仮定し、地方消費税(交付金)を比較(H23決算、特別区・政令市含む)

都道府県	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B	都道府県	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア			A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円		億円	%	億円	%	億円
北海道	▲ 239	2.42	441	4.46	202	滋賀県	▲ 118	1.19	92	0.93	▲ 26
青森県	▲ 44	0.44	104	1.05	60	京都府	▲ 193	1.95	209	2.11	17
岩手県	▲ 48	0.49	97	0.98	49	大阪府	▲ 900	9.10	727	7.35	▲ 173
宮城県	▲ 135	1.37	181	1.83	46	兵庫県	▲ 339	3.43	396	4.01	57
秋田県	▲ 35	0.35	81	0.82	46	奈良県	▲ 45	0.45	85	0.86	40
山形県	▲ 45	0.46	85	0.86	39	和歌山県	▲ 52	0.52	67	0.68	15
福島県	▲ 80	0.81	148	1.49	67	鳥取県	▲ 23	0.23	44	0.45	22
茨城県	▲ 190	1.92	215	2.17	25	島根県	▲ 27	0.28	51	0.52	24
栃木県	▲ 119	1.20	156	1.57	37	岡山県	▲ 121	1.23	141	1.42	19
群馬県	▲ 123	1.25	151	1.53	28	広島県	▲ 195	1.97	219	2.21	24
埼玉県	▲ 369	3.73	462	4.67	93	山口県	▲ 83	0.84	101	1.02	18
千葉県	▲ 318	3.21	423	4.28	105	徳島県	▲ 47	0.48	56	0.57	9
東京都 ※	▲ 2,812	28.42	1,372	13.86	▲ 1,440	香川県	▲ 80	0.81	79	0.79	▲ 1
神奈川県	▲ 579	5.85	636	6.43	57	愛媛県	▲ 92	0.93	99	1.01	7
新潟県	▲ 121	1.22	181	1.83	60	高知県	▲ 30	0.30	56	0.56	26
富山県	▲ 80	0.81	82	0.82	1	福岡県	▲ 323	3.27	390	3.94	66
石川県	▲ 79	0.79	91	0.92	13	佐賀県	▲ 44	0.44	60	0.61	17
福井県	▲ 64	0.65	62	0.63	▲ 2	長崎県	▲ 62	0.62	102	1.03	40
山梨県	▲ 75	0.75	67	0.67	▲ 8	熊本県	▲ 81	0.82	135	1.37	54
長野県	▲ 109	1.10	172	1.74	64	大分県	▲ 56	0.56	91	0.92	35
岐阜県	▲ 129	1.30	153	1.55	25	宮崎県	▲ 44	0.44	83	0.84	39
静岡県	▲ 267	2.69	303	3.06	37	鹿児島県	▲ 69	0.69	118	1.19	50
愛知県	▲ 639	6.45	610	6.16	▲ 29	沖縄県	▲ 55	0.56	84	0.85	29
三重県	▲ 119	1.20	137	1.38	18	合計	▲ 9,896	100.00	9,896	100.00	0

※ 特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

※※ 地方消費税(交付金)は、市町村民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

【市町村分】内訳 【特別区・政令市】

市町村名	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円
東京都特別区	▲ 2,612	26.39	1,034	10.45	▲ 1,578
札幌市	▲ 123	1.24	155	1.56	32
仙台市	▲ 101	1.02	86	0.87	▲ 14
さいたま市	▲ 109	1.10	83	0.84	▲ 26
千葉市	▲ 87	0.88	72	0.72	▲ 15
横浜市	▲ 285	2.88	262	2.65	▲ 23
川崎市	▲ 104	1.05	96	0.97	▲ 8
相模原市	▲ 28	0.29	49	0.49	20
新潟市	▲ 52	0.52	62	0.63	10
静岡市	▲ 61	0.62	59	0.60	▲ 2
浜松市	▲ 54	0.55	64	0.65	10
名古屋市	▲ 298	3.01	210	2.12	▲ 88
京都市	▲ 144	1.46	125	1.26	▲ 20
大阪市	▲ 604	6.11	291	2.94	▲ 313
堺市	▲ 49	0.49	59	0.60	10
神戸市	▲ 133	1.34	118	1.19	▲ 15
岡山市	▲ 53	0.53	53	0.54	0
広島市	▲ 102	1.03	92	0.93	▲ 10
北九州市	▲ 58	0.58	77	0.78	20
福岡市	▲ 175	1.76	128	1.29	▲ 46
大都市分(小計)	▲ 5,231	52.86	3,175	32.08	▲ 2,056
その他の都市分	▲ 4,194	42.38	5,898	59.60	1,704
町村分	▲ 470	4.75	823	8.31	352
全国計	▲ 9,896	100.00	9,896	100.00	0

※ 地方消費税(交付金)は、市町村民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

税源交換：試案3（表6参照）

今回の法改正による消費税・地方消費税の税率（10%）を将来さらに引き上げるときに、地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税（交付税原資分）の一部を地方消費税とする。（それまでの間、地方法人特別税は存続する。）

【税源交換：試案3の考え方】

○今回の地方消費税等率の引上げは、社会保障財源の確保を目的とするものであり、偏在性の小さい地方税体系を構築する税制の抜本的改革とはいえず、地方法人特別税は当面存続せざるを得ないとするとの立場に立って、今後、社会保障財源を確保するため、さらなる消費税（国・地方）の拡充が行われ、国・地方の財源が全体として増加するタイミングにおいて、地方法人課税と消費税との税源交換を実施すべきである。

【税源交換：試案3の課題】

試案1及び試案2に掲げた一部の課題のほか、以下の課題がある。

○地方法人特別税制度の見直しや、今回の地方消費税充実によって一部の大都市において拡大する財源超過の是正について、将来の消費税の拡充の機会に行われることとなる。

（表6）

【県分】税源交換による法人税割の減収と地方消費税の増収

道府県民税法人税割(超過課税を除く)と、同額の地方消費税を比較(H23決算)

都道府県	法人税割の減		地方消費税の増		合計 A+B	都道府県	法人税割の減		地方消費税の増		合計 A+B
	A	シェア	B	シェア			A	シェア	B	シェア	
	億円	%	億円	%	億円		億円	%	億円	%	億円
北海道	▲134	2.41	246	4.45	112	滋賀県	▲66	1.19	51	0.92	▲15
青森県	▲25	0.45	58	1.05	33	京都府	▲104	1.88	116	2.10	12
岩手県	▲27	0.49	54	0.98	27	大阪府	▲500	9.05	408	7.38	▲92
宮城県	▲77	1.39	98	1.77	21	兵庫県	▲191	3.45	223	4.04	33
秋田県	▲20	0.36	45	0.82	25	奈良県	▲25	0.46	46	0.84	21
山形県	▲26	0.46	47	0.85	21	和歌山県	▲29	0.53	37	0.67	8
福島県	▲47	0.86	81	1.47	34	鳥取県	▲13	0.23	25	0.45	12
茨城県	▲109	1.97	121	2.18	12	島根県	▲15	0.28	29	0.52	13
栃木県	▲68	1.23	86	1.56	18	岡山県	▲68	1.24	79	1.43	10
群馬県	▲72	1.29	84	1.53	13	広島県	▲109	1.98	124	2.25	15
埼玉県	▲209	3.77	257	4.64	48	山口県	▲47	0.85	59	1.06	12
千葉県	▲175	3.17	239	4.33	64	徳島県	▲27	0.49	30	0.54	3
東京都	▲1,533	27.71	768	13.88	▲765	香川県	▲45	0.82	44	0.80	▲1
神奈川県	▲335	6.06	356	6.43	21	愛媛県	▲52	0.94	57	1.03	5
新潟県	▲68	1.23	101	1.83	33	高知県	▲17	0.30	31	0.56	14
富山県	▲45	0.82	45	0.81	▲0	福岡県	▲181	3.26	219	3.95	38
石川県	▲44	0.79	51	0.92	7	佐賀県	▲24	0.44	33	0.61	9
福井県	▲36	0.65	35	0.63	▲2	長崎県	▲35	0.64	57	1.02	21
山梨県	▲42	0.77	37	0.67	▲5	熊本県	▲46	0.83	75	1.36	30
長野県	▲60	1.09	96	1.73	35	大分県	▲31	0.56	51	0.92	20
岐阜県	▲73	1.31	85	1.54	13	宮崎県	▲24	0.44	46	0.83	21
静岡県	▲150	2.71	168	3.04	18	鹿児島県	▲38	0.68	66	1.19	28
愛知県	▲370	6.68	341	6.16	▲29	沖縄県	▲31	0.57	47	0.85	16
三重県	▲68	1.22	78	1.41	10	合計	▲5,531	100.00	5,531	100.00	0

※ 地方消費税は、道府県民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県の税収シェアで按分。

(図 3)

具体的方策【第1段階】 早期に実施すべき改革 税源交換

<税源交換:試案1>

地方法人特別税(1.5兆円)を法人事業税に還元した上で、法人住民税法人税割(0.5兆円)を一部国税化して地方交付税の原資とする。

<税源交換:試案2>

地方法人特別税(1.5兆円)を法人事業税に還元した上で、都道府県分は全ての(0.5兆円)、市町村分は一部の(1.0兆円)法人住民税法人税割を国税化して地方交付税の原資とする。その際、交付税原資とする市町村分の法人住民税法人税割の総額と同額(1.0兆円)の消費税(交付税原資分)を地方消費税とし、その全額を市町村に交付する。

		地 方				国	
		都道府県	市町村	計			
地方法人特別税		事業税 還元 +1.5 兆円 譲与税 廃止 △1.5 兆円		±0 兆円			
税源 交換	法人課税	法人税割 △0.5 兆円	法人税割 △1.0 兆円	△1.5 兆円	法人税	+1.5 兆円	
	消費課税		地方消費税 交付金 +1.0 兆円	+1.0 兆円	消費税	△1.0 兆円	
地方交付税		+0.5 兆円		+0.5 兆円	交付税原資化	△0.5 兆円	
今回の 引上げ	地方消費税(1.2%)	地方消費税 +1.5 兆円	地方消費税 交付金 +1.5 兆円	+3.0 兆円	消費税(3.8%)	+9.8 兆円	
	地方交付税(0.34%)	(県:市=1:1) +0.5 兆円	(県:市=1:1) +0.5 兆円	+1.0 兆円	交付税原資(0.34%)	△1.0 兆円	
合 計		+2.0 兆円	+2.0 兆円	+4.0 兆円		+8.8 兆円	

注： <試案1>において、市町村分も対象とする場合は「市町村分 法人税割△1.0兆円、市町村分 地方交付税原資化 +1.0兆円」

2. 引き続き検討すべき改革

まず、1. で述べた「早期に実施すべき改革」を実施した上で、以下の諸方策を検討すべきである。

(1) 地方共同税

(基本的考え方)

国に頼ることなく地方自らが偏在性が小さくかつ安定的な税財源を確保する方法の一つとして、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、地方消費税分を地方が共同で主体的に増税し、客観的な指標で配分するといった方策が考えられる。

また、対象税目を地方消費税に限定せず、地方税の一部を地方の共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組みの創設も考えられる。

具体的には、例えば、「教育等を通じた人材育成」を地方全体の共通課題と位置づけ、これを支える税を地方が共同して確保し、共通課題と関連性を有する客観的指標により配分するといった地方共同税の制度には、一定の合理性があるものと考えられる。

一方、地方共同税をいったん水平調整的な位置付けとしてしまうと、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまうことが懸念される。いわゆるナショナルミニマムを確保するための財源保障は国の責任であり、地方交付税の果たすべき役割である。地方税である地方共同税は、そのナショナルミニマムが実現されていることを前提に、プラスアルファの共通課題に対応するための制度とすべきである。

なお、地方共同税の税率については、地方の合意に基づいて、地方が主体的に一律に決めることができる仕組みが必要であり、条例という形式ではなく、地方の意見を反映させる仕組みを確保した上で、法律で定める形式がよいのではないかと考えられる。

また、各地方団体への配分については、全団体間で所要額を調整する方式、形式上国税と位置付けた上で、地方譲与税の仕組みを活用して地方団体間で調整を行う方式、国の特別会計に、各地方団体が徴収した地方共同税を地方税のまま拠出し、客観的指標により各地方団体に再配分する方式などが考えられる。

(憲法との関係)

このような地方共同税の仕組みについては、我が国の現行法において例はないが、日本国憲法第92条は「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としており、「地方自治の本旨」に反しない限り、地方共同税の仕組みを法律で定めることは可能であり、自主財政権は、合理的な理由がある限りにおいて制約できることから、上記のような地方共同税であれば、憲法上認められないとは考えられない。

(ドイツの共同税との比較)

ドイツの共同税はそもそも国による各州の財源保障を前提としていない制度であり、我が国にそのまま導入することはできないものと考えられる。

また、我が国において、仮に、ドイツの共同税のように各団体の税収の平均値まで調整する制度を創設した場合においても、富裕団体が他の税目の税率を引き上げた場合、平均値が上昇することによって、税率を据え置いたままの他の団体が得をするという問題が生じないような仕組みが必要である。ドイツの場合は、州は原則、共同税、州税どちらについても立法権を有さず、課税標準も税率も連邦法によって定められており、どの州も同じ税率で課税、徴収されているため、このような問題が生じない。一方、我が国の地方税の税率については条例で定めることとなっていることから、このような問題に留意する必要がある。

以上の点を踏まえ、我が国での地方共同税の試案として、例えば以下の2案が考えられる。

案ごとの課題については別途述べるとおりであるが、両案に共通する課題として、そもそも地方共同税を偏在是正を主目的として考えるべきか、広域的な受益と負担のあり方として構想すべきかといった問題がある。

後述（第4.2「地方交付税の役割」）のとおり、財源保障、財政調整の責任が国にあることから、地方法人課税であれ、地方消費税であれ、地方が共同税を通じて主体的に財政調整を行うこととすると、地方交付税総額の抑制圧力が強まる中で、財政調整の責任を押し付けられやすくなり、なし崩し的に地方税全体が財政調整に使われてしまう結果となることが懸念される。

また、地方税は、受益と負担の関係に基づき、税源の所在に応じて地方団体が課税するものであり、この原則と相容れない地方共同税の仕組みでは、自ら徴収した税額を当該団体の配分額以上に抛出する団体（財源抛出団体）の住民及び議会の理解が得られないのみならず、財源抛出団体そのものの徴税意欲が損なわれる恐れがある。

したがって、地方共同税については、偏在是正を主目的とするのではなく、地方全体の共通課題とこれを支える税とが成立するような受益と負担の関係を見出し、共通の財政需要とそれに対応する税率の議論をセットで行う仕組みを構築し、地方が住民の理解を得ながら主体的に税源を拡充する足がかりとすることに地方全体としての合意が得られる場合には、その結果として地方税の偏在是正が進むものと考えられるべきである。

地方共同税：試案 1（表 7 参照）

- ・ 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、法人事業税又は法人住民税法人税割の相当額を地方共同税化する。
- ・ 地方法人課税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。

【地方共同税：試案 1 の考え方】

- 法令等により義務付けられた事業はもとより、住民のニーズを踏まえて全国的に普及・実施されている地方単独事業などのナショナルミニマムと言えるサービスについては、国の財源保障の対象と考えられるが、例えば、その水準を超えた「全都道府県共通の課題である人材育成のサービス」に要する財源を確保するため、各都道府県で育成された人材が都市に流出して企業の活動を支え、企業収益の源泉となっていることなどに受益と負担の関係を見出し、地方法人課税の一部を、「全都道府県共通の課題である人材育成の財源を確保するために課す税」と位置付け、学校教育や職業訓練等に相関する人口などの客観的指標により配分する仕組みが考えられる。
- 結果として、今回の消費税法改正法第 7 条における「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する」ことにも資することとなる。

【地方共同税：試案 1 の課題】

- 地方共同税にふさわしいのは、法人事業税と法人住民税法人税割のどちらかという問題のほか、地方法人特別税が法人事業税に復元したとしても、法人事業税が地方共同税化されるのであれば、地方法人特別税制度の単なる衣替えにすぎないのではないかという問題がある。
- 地方共同税化によって地方法人特別税制度が果たしてきた税源偏在是正機能が維持されたとしても、今回の地方消費税充実による一部の大都市における財源超過の拡大の是正については、将来の消費税の拡充の機会に行われることとなる。
- 地方法人課税の全部又は大部分を地方共同税にする場合、企業誘致等が立地自治体の法人関係税収の増に直接つながらなくなる面があるが、企業誘致等による新たな雇用の創出や消費の増加に応じた住民税や地方消費税の充実という税源涵養の効果がなお残ると考えられる。

(表7)

【地方共同税化(法人税割⇒人口)】地方法人特別税の復元と地方共同税化

地方法人特別税の復元による各県影響額に、地方共同税化(県分のみの法人税割⇒人口)による各県影響額を加算(H23決算)

都道府県	復元による		法人税割の減			共同税の配分		合計		都道府県	復元による		法人税割の減			共同税の配分		合計	
	増減 A	B	シェア	C	シェア	A+B+C	B+C	増減 A	B		シェア	C	シェア	A+B+C	B+C				
	億円	億円	%	億円	%	億円	億円		億円	億円	%	億円	%	億円	億円		億円	億円	
北海道	▲212	▲134	2.41	238	4.30	▲108	104	滋賀県	38	▲66	1.19	61	1.10	33	▲5				
青森県	▲68	▲25	0.45	59	1.07	▲33	35	京都府	▲4	▲104	1.88	114	2.06	6	10				
岩手県	▲67	▲27	0.49	57	1.04	▲37	30	大阪府	166	▲500	9.05	383	6.92	49	▲117				
宮城県	▲44	▲77	1.39	101	1.83	▲20	25	兵庫県	▲78	▲191	3.45	241	4.36	▲27	51				
秋田県	▲60	▲20	0.36	47	0.85	▲33	27	奈良県	▲71	▲25	0.46	60	1.09	▲36	35				
山形県	▲57	▲26	0.46	50	0.91	▲32	25	和歌山県	▲32	▲29	0.53	43	0.78	▲17	14				
福島県	▲38	▲47	0.86	88	1.58	2	40	鳥取県	▲23	▲13	0.23	25	0.46	▲10	13				
茨城県	▲8	▲109	1.97	128	2.32	11	19	島根県	▲20	▲15	0.28	31	0.56	▲5	16				
栃木県	▲15	▲68	1.23	87	1.57	3	18	岡山県	▲18	▲68	1.24	84	1.52	▲3	16				
群馬県	▲23	▲72	1.29	87	1.57	▲8	15	広島県	▲5	▲109	1.98	124	2.23	9	14				
埼玉県	▲196	▲209	3.77	311	5.62	▲94	102	山口県	▲13	▲47	0.85	63	1.13	3	16				
千葉県	▲110	▲175	3.17	268	4.85	▲16	93	徳島県	14	▲27	0.49	34	0.61	21	7				
東京都 ※	1,510	▲1,533	27.71	568	10.28	546	▲964	香川県	5	▲45	0.82	43	0.78	2	▲2				
神奈川県	▲86	▲335	6.06	391	7.07	▲30	56	愛媛県	▲9	▲52	0.94	62	1.12	1	10				
新潟県	▲26	▲68	1.23	103	1.85	8	34	高知県	▲40	▲17	0.30	33	0.60	▲24	16				
富山県	▲5	▲45	0.82	47	0.85	▲3	2	福岡県	▲175	▲181	3.26	219	3.96	▲137	38				
石川県	▲3	▲44	0.79	51	0.91	4	7	佐賀県	▲14	▲24	0.44	37	0.66	▲2	12				
福井県	31	▲36	0.65	35	0.63	29	▲1	長崎県	▲54	▲35	0.64	62	1.11	▲28	26				
山梨県	34	▲42	0.77	37	0.67	29	▲5	熊本県	▲70	▲46	0.83	78	1.42	▲37	33				
長野県	▲63	▲60	1.09	93	1.68	▲30	33	大分県	▲40	▲31	0.56	52	0.93	▲20	20				
岐阜県	▲23	▲73	1.31	90	1.62	▲6	17	宮崎県	▲42	▲24	0.44	49	0.89	▲17	25				
静岡県	29	▲150	2.71	163	2.94	41	13	鹿児島県	▲83	▲38	0.68	74	1.33	▲46	36				
愛知県	121	▲370	6.68	320	5.79	72	▲50	沖縄県	▲56	▲31	0.57	60	1.09	▲27	29				
三重県	2	▲68	1.22	80	1.45	15	13	合計	0	▲5,531	100.00	5,531	100.00	0	0				

※ 特別区における法人税割(超過課税分除く)を都の収入にカウントした場合、都の法人税割合計は ▲1,533+▲3,660=▲5,193億円。

※ 地方共同税化に用いた指標は人口(H22国勢調査人口)である。

地方共同税：試案2（表8参照）

- ・ 地方法人特別税を法人事業税に復元した上で、地方消費税の一部を地方共同税化する。
- ・ 地方消費税の一部を「全都道府県共通の課題のために課す税」と位置付け、客観的指標により配分する。

【地方共同税：試案2の考え方】

○従来の地方消費税は一般財源だが、今回引き上げられる地方消費税は社会保障目的とされていること、地方消費税は、税率が全国一律で決定され、偏在性が小さく安定的で、全ての団体に課税対象たる消費行為が存在することなどを踏まえ、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するため、今後、住民の理解を得て地方消費税率を引き上げる際に、地方消費税の一部を地方共同税化し、客観的指標により配分する仕組みも考えられる。

【地方共同税：試案2の課題】

○地方法人特別税制度の廃止により、地方法人特別税が有している税源偏在是正効果が失われることになることから、それへの対応が必要となる。

（表8）

【地方共同税化(地方消費税⇒人口)】地方法人特別税の復元と地方共同税化

地方法人特別税の復元による各県影響額に、地方共同税化(地方消費税⇒人口、復元と同規模)による各県影響額を加算(H23決算)

都道府県	復元による		地方消費税の減			共同税の配分		合計		都道府県	復元による		地方消費税の減			共同税の配分		合計	
	増減	A	B	シェア	C	シェア	A+B+C	B+C	増減		A	B	シェア	C	シェア	A+B+C	B+C		
	億円	億円	%	億円	%	億円	億円	億円	億円		億円	億円	%	億円	%	億円	億円	億円	億円
北海道	▲212	▲686	4.45	663	4.30	▲235	▲23			滋賀県	38	▲142	0.92	170	1.10	66	28		
青森県	▲68	▲162	1.05	165	1.07	▲64	4			京都府	▲4	▲325	2.10	318	2.06	▲11	▲7		
岩手県	▲67	▲152	0.98	160	1.04	▲59	8			大阪府	166	▲1,139	7.38	1,068	6.92	95	▲71		
宮城県	▲44	▲273	1.77	283	1.83	▲34	10			兵庫県	▲78	▲623	4.04	673	4.36	▲28	50		
秋田県	▲60	▲126	0.82	131	0.85	▲55	5			奈良県	▲71	▲129	0.84	169	1.09	▲32	39		
山形県	▲57	▲131	0.85	141	0.91	▲47	10			和歌山県	▲32	▲103	0.67	121	0.78	▲14	17		
福島県	▲38	▲227	1.47	244	1.58	▲20	18			鳥取県	▲23	▲69	0.45	71	0.46	▲20	2		
茨城県	▲8	▲337	2.18	358	2.32	13	21			島根県	▲20	▲80	0.52	86	0.56	▲14	7		
栃木県	▲15	▲240	1.56	242	1.57	▲13	2			岡山県	▲18	▲220	1.43	234	1.52	▲4	14		
群馬県	▲23	▲236	1.53	242	1.57	▲17	6			広島県	▲5	▲346	2.25	345	2.23	▲6	▲2		
埼玉県	▲196	▲716	4.64	867	5.62	▲46	150			山口県	▲13	▲163	1.06	175	1.13	▲1	12		
千葉県	▲110	▲668	4.33	749	4.85	▲29	81			徳島県	14	▲84	0.54	95	0.61	25	11		
東京都	1,510	▲2,141	13.88	1,585	10.28	955	▲556			香川県	5	▲123	0.80	120	0.78	2	▲3		
神奈川県	▲86	▲993	6.43	1,090	7.07	11	97			愛媛県	▲9	▲159	1.03	172	1.12	5	14		
新潟県	▲26	▲282	1.83	286	1.85	▲22	4			高知県	▲40	▲86	0.56	92	0.60	▲35	6		
富山県	▲5	▲126	0.81	132	0.85	1	6			福岡県	▲175	▲610	3.95	611	3.96	▲174	1		
石川県	▲3	▲142	0.92	141	0.91	▲4	▲1			佐賀県	▲14	▲93	0.61	102	0.66	▲5	9		
福井県	31	▲96	0.63	97	0.63	31	1			長崎県	▲54	▲158	1.02	172	1.11	▲40	14		
山梨県	34	▲104	0.67	104	0.67	34	0			熊本県	▲70	▲210	1.36	219	1.42	▲61	9		
長野県	▲63	▲268	1.73	259	1.68	▲71	▲8			大分県	▲40	▲142	0.92	144	0.93	▲38	2		
岐阜県	▲23	▲238	1.54	251	1.62	▲10	13			宮崎県	▲42	▲128	0.83	137	0.89	▲33	9		
静岡県	29	▲468	3.04	454	2.94	14	▲15			鹿児島県	▲83	▲184	1.19	206	1.33	▲61	21		
愛知県	121	▲950	6.16	893	5.79	64	▲58			沖縄県	▲56	▲132	0.85	168	1.09	▲20	36		
三重県	2	▲218	1.41	223	1.45	8	6			合計	0	▲15,427	100.00	15,427	100.00	0	0		

※ 地方共同税化の総額を地方法人特別税の復元と同規模(15,427億円)と仮定している。

※ 地方共同税化に用いた指標は人口(H22国勢調査人口)である。

(2) 税源交換と地方共同税の併用

税源交換は、税収構造を安定化させ、全体として偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築に資する方策であるが、第3の1.(1)において示した税源交換試案の実施だけでは、いずれの案によっても、今回引き上げられる地方消費税について、個々の地方団体ごとの税収と社会保障給付支出との不均衡が是正されないという課題が残ってしまう。また、そもそも地方消費税の充実は、小さいとはいえ偏在が残ってしまうという問題を抱えている。

一方、地方消費税の一部地方共同税化では上記のような不均衡や地方消費税の偏在は結果として是正され、また、地方法人課税の一部共同税化では税源偏在の是正効果は極めて大きなものとなるが、両者の場合、富裕団体の税収がそうではない団体へ移転するという側面もあることから、税収構造の安定化といった富裕団体にとってもメリットのある仕組みが必要である。

これらを踏まえると、税源交換と地方共同税をセットで実施する方策も考えられる。

税源交換と地方共同税の併用：試案 (表9参照)

地方法人特別税を法人事業税に還元した上で、法人住民税法人税割を一部国税化して地方交付税の原資とし、消費税(交付税原資分)の一部を地方消費税化するとともに、今回引き上げられる地方消費税及び税源交換で得られた地方消費税を地方共同税化する。

(表9)

【併用案】特別税の還元と税源交換(法人税割⇒地方消費税)及び地方共同税化(地方消費税⇒人口)

地方法人特別税の還元による各県影響額に、税源交換による道府県民税法人税割(超過課税除く)の減収及び地方共同税化(地方消費税⇒人口、還元と同規模)による各県影響額を加算(H23決算)

都道府県	還元による		法人税割の減		地消分の減		共同税の配分		合計		都道府県	還元による		法人税割の減		地消分の減		共同税の配分		合計	
	増減	A	B	シェア	C	シェア	D	シェア	A+B+C+D	B+C+D		増減	A	B	シェア	C	シェア	D	シェア	A+B+C+D	B+C+D
	億円		億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円		億円		億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円
北海道	▲212		▲134	2.41	▲440	4.45	663	4.30	▲123	90	滋賀県	38	▲66	1.19	▲91	0.92	170	1.10	51	13	
青森県	▲68		▲25	0.45	▲104	1.05	165	1.07	▲31	37	京都府	▲4	▲104	1.88	▲208	2.10	318	2.06	2	5	
岩手県	▲67		▲27	0.49	▲97	0.98	160	1.04	▲31	35	大阪府	166	▲500	9.05	▲731	7.38	1,068	6.92	3	▲163	
宮城県	▲44		▲77	1.39	▲175	1.77	283	1.83	▲13	31	兵庫県	▲78	▲191	3.45	▲400	4.04	673	4.36	5	83	
秋田県	▲60		▲20	0.36	▲81	0.82	131	0.85	▲29	30	奈良県	▲71	▲25	0.46	▲83	0.84	169	1.09	▲10	60	
山形県	▲57		▲26	0.46	▲84	0.85	141	0.91	▲26	31	和歌山県	▲32	▲29	0.53	▲66	0.67	121	0.78	▲6	25	
福島県	▲38		▲47	0.86	▲145	1.47	244	1.58	14	52	鳥取県	▲23	▲13	0.23	▲44	0.45	71	0.46	▲9	14	
茨城県	▲8		▲109	1.97	▲216	2.18	358	2.32	25	33	島根県	▲20	▲15	0.28	▲51	0.52	86	0.56	▲1	20	
栃木県	▲15		▲68	1.23	▲154	1.56	242	1.57	4	20	岡山県	▲18	▲68	1.24	▲141	1.43	234	1.52	6	25	
群馬県	▲23		▲72	1.29	▲151	1.53	242	1.57	▲4	19	広島県	▲5	▲109	1.98	▲222	2.25	345	2.23	8	13	
埼玉県	▲196		▲209	3.77	▲460	4.64	867	5.62	2	199	山口県	▲13	▲47	0.85	▲105	1.06	175	1.13	11	23	
千葉県	▲110		▲175	3.17	▲428	4.33	749	4.85	35	145	徳島県	14	▲27	0.49	▲54	0.54	95	0.61	28	14	
東京都	1,510		▲1,533	27.71	▲1,373	13.88	1,585	10.28	190	▲1,321	香川県	5	▲45	0.82	▲79	0.80	120	0.78	1	▲4	
神奈川県	▲86		▲335	6.06	▲637	6.43	1,090	7.07	32	118	愛媛県	▲9	▲52	0.94	▲102	1.03	172	1.12	10	19	
新潟県	▲26		▲68	1.23	▲181	1.83	286	1.85	11	37	高知県	▲40	▲17	0.30	▲55	0.56	92	0.60	▲20	20	
富山県	▲5		▲45	0.82	▲81	0.81	132	0.85	1	6	福岡県	▲175	▲181	3.26	▲391	3.95	611	3.96	▲136	39	
石川県	▲3		▲44	0.79	▲91	0.92	141	0.91	4	6	佐賀県	▲14	▲24	0.44	▲60	0.61	102	0.66	4	18	
福井県	31		▲36	0.65	▲62	0.63	97	0.63	30	▲1	長崎県	▲54	▲35	0.64	▲101	1.02	172	1.11	▲19	35	
山梨県	34		▲42	0.77	▲66	0.67	104	0.67	29	▲5	熊本県	▲70	▲46	0.83	▲135	1.36	219	1.42	▲32	39	
長野県	▲63		▲60	1.09	▲172	1.73	259	1.68	▲36	27	大分県	▲40	▲31	0.56	▲91	0.92	144	0.93	▲18	22	
岐阜県	▲23		▲73	1.31	▲153	1.54	251	1.62	2	25	宮崎県	▲42	▲24	0.44	▲82	0.83	137	0.89	▲12	30	
静岡県	29		▲150	2.71	▲300	3.04	454	2.94	32	3	鹿児島県	▲83	▲38	0.68	▲118	1.19	206	1.33	▲33	50	
愛知県	121		▲370	6.68	▲610	6.16	893	5.79	35	▲86	沖縄県	▲56	▲31	0.57	▲84	0.85	168	1.09	▲4	52	
三重県	2		▲68	1.22	▲140	1.41	223	1.45	18	16	合計	0	▲5,531	100.00	▲9,896		15,427	100.00	0	0	

※ 地方共同税化の総額を地方法人特別税の還元と同規模(15,427億円)と仮定している。

※ 地方共同税化に用いた指標は人口(H22国勢調査人口)である。

(3) 地方共有税

地方法人特別税を法人事業税に復元することと関連して、税源交換などの新たな措置を講じた場合でも残らざるを得ない地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の有する財源保障・財源調整機能の充実強化が必要である。地方六団体に設置された新地方分権構想検討委員会の最終報告（平成 18 年 11 月）に盛り込まれた地方共有税の創設については、未だ実現していないばかりか、今回、国家公務員給与の一時的な削減との均衡のため地方公務員給与を減額することを理由に地方交付税が削減され、地方の固有財源が国による政策誘導に用いられるという事態に至っている。今後、このようなことは、あってはならないのであり、それを防ぐためにも、地方固有の財源である地方交付税を、国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる等の方式（地方交付税の地方共有税化）についても検討すべきである。

なお、今後、地方分権改革が進展し、税源移譲等による地方税の充実が図られれば、地域間の税源の偏在のため地方団体間の財政力格差の拡大が避けられないことから、これを是正するため、地方交付税の財源保障機能はますます重要となる。

地方共有税：試案（地方交付税の地方共有税化（H18 地方六団体案をベース））

- (1) 名称を以下のとおり変更する。
 - ① 国民から国の特別会計に入るまで「地方共有税」
 - ② 国の特別会計を出て地方団体に入るまで「地方共有税調整金」
- (2) 国の一般会計を通さずに、「地方共有税及び譲与税特別会計」に直接繰り入れる。
- (3) 現在の財源不足を解消するため、地方共有税（地方交付税）の法定率の引上げを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (4) 3年から5年に一度、地方共有税（地方交付税）の法定率の変更を行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行う。
- (5) その他の年度は、財源不足があれば地方債または「地方共有税及び譲与税特別会計」内に新たに設置する基金により調整する。
- (6) 特例加算や特別会計による借入れは行わない。
- (7) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税（地方交付税）の法定率を引き上げる。

【地方共有税：試案の考え方】

- 地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこで生活しても享受できるようにするためのものであり、国税という形で徴収されているものの一部となっているが、本来地方の固有財源であり、また、地方団体全体で共有している財源であることから、地方交付税が、自治体の「連帯」と「自立」の精神に基づくセーフティネットであることを制度上明確化させることとする。
- 地方、特に農山漁村や中山間地域が、都市部にはない、水源涵養機能、森林の二酸化炭素吸収機能・酸素供給機能、食糧生産機能、さらには、景観保全機能や都市住民の憩いと安らぎの場としての機能を有していることや、産業廃棄物処理施設・原子力発電所・基地等の施設を受け入れていること等により、国土全体が一体となって、日本という単一国家

を形成しているということも踏まえる必要がある。

【地方共有税：試案の課題】

- 各地方団体の地方共有税調整金の額の調整及び決定について、地方が参画のうえ、責任をもって行える仕組みを構築する必要がある。
- 各地方団体間で意見の対立が生じたときへの対応策として、何らかの裁定の仕組みが必要である。例えばドイツの場合、不服がある州は連邦憲法裁判所へ提訴できる。
- 地方共有税の運営や地方税法の税率の変更に、地方の意見が反映され、その決定への参画を深めていくことによって、地方共有税は、地方交付税のような国から地方への垂直的財政調整から、地方の合意に基づく水平的財政調整に性格を変えることとなるのではないかとの意見もある。その場合、富裕団体がそうではない団体を支える仕組みに近づき、国の財源保障責任の放棄につながることを懸念される。

(4) 地方共同機構

地方法人特別税制度のような従来地方税であったものをいったん国税とした上で財政調整財源として使うのではなく、国からの関与を受けずに地方自らが地方団体間の税収格差の是正を行う方式についても検討すべきである。

地方団体の相互理解と協力に基づき、国に頼ることなく、地方税の税源偏在を是正するため、全都道府県が共同して機構を創設し、地方団体からの納付と地方団体への交付金によって調整する仕組みを構築することが考えられる。

地方共同機構：試案

- ・全都道府県が共同して機構を創設し、調整を行う仕組みを構築する。
- ・機構は、法律により全都道府県に加入を義務付ける特別法人とし、例えば、偏在性の大きい地方税目について、一人当たり税収額が全国平均を上回る都道府県は、上回る額を機構に拠出し、下回る都道府県に対しては、下回る額に応じて交付金を交付する。

【地方共同機構：試案の課題】

- 大都市地域の地方団体が他の地方団体を支援することになるが、大都市地域の住民や議会の納得を得ることは、きわめて困難である。
- 富裕団体がそうではない団体の財源を保障することになり、国が財源保障責任を果たさなくなる。
- 地方共同機構の仕組みは、富裕団体も含め全ての団体が加入することが前提となるが、結果として富裕団体がそうではない団体の財政を支えることになることから、富裕団体の加入を強制することは困難である。
- 機構を設置してまで税収の帰属状態を是正する必要がある税目は、そもそも地方税になじまないと考えられる。
- 機構からの交付額は巨額となるため、その基準を機構が決定するのであれば、憲法の趣旨を踏まえた民主的なコントロールが及ぶ仕組みとする必要がある。
- 地域の代表者が集まり、新たな機構まで作って実施するのは行政改革の流れに逆行すると考えられる。

第4 改革にあたっての留意点

1. 地方の意見の反映

偏在是正のため新たな制度を構築するにあたっては、地方法人特別税制度のように、今後、地方税を再配分の財源にするといったことが行われないう、制度創設時、更に制度の運用時いずれの段階においても、地方の意見を反映させる制度的な工夫が必要である。

また、地方団体の総意に基づき税源交換などによって地方交付税の原資を強化したとしても、国の裁量で地方交付税総額が決められる仕組みのままであれば、地方が必要な交付税原資をしっかりと確保できないおそれがあるため、地方交付税の総額の決定において、地方の意見が適切に反映される仕組みが必要である。

現在、既に制度化された国と地方の協議の場の運用が積み上げられているが、その実態をみた場合、今のままの運用で十分であるとは言い難い。例えば、ドイツの共同税においては、課税標準や税率、各州へ帰属すべき額等は連邦法で決められているが、州の代表を構成員とする連邦参議院の同意が前提となっており、我が国においても、地方の意見がより一層確実に反映させられる意思決定プロセスを確保する必要がある（図4参照）。その際には、日本国憲法第84条の租税法律主義との関係に留意した制度設計が必要である。

(図4)

地方団体の地方税財源への関与について

区分	課税主体	賦課徴収	課税客体	税率	課税免除・減免等	帰属基準(配分方法)
地方税 (法人事業税の例)	地方団体	地方団体 (地方税法2条)	法律 【法律の規定に反しない限り 条例による定めも可能】	条例 【標準税率、 制限税率】	条例	(課税団体に帰属)
地方消費税	地方団体	地方団体 (当分の間、国) (地方税法附則9条の4)	法律	条例 (一定税率)		法律 (消費に相当する額に基づき清算)
地方法人特別税	国 (暫定措置法6条)	地方団体 (暫定措置法10条)	法律	法律		法律 (人口1/2、従業者数1/2)
地方譲与税	国	国	法律	法律		法律

参考

ドイツの共同税 (売上税)	連邦・州	州	連邦法(※)	連邦法(※)		連邦法(※) (住民一人あたり税収を均てん化)
------------------	------	---	--------	--------	--	----------------------------

(※)連邦参議院の同意が必要

今後、地方の財政ニーズを議論し、増税を決定するような意思決定の場として、かつての地方財政委員会を創設するといったことや、地方財政審議会を改組、機能強化し、独立性の高い地方財政委員会を創設するといったことも考え、さらに地方の意見を反映させるようにすべきである。

2. 地方交付税の役割

地方交付税とは、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」である。そもそも、国と地方との間での権限配分を国が決められている以上、地方がいわゆるナショナルミニマムに相当する標準的な行政を安定的に遂行できるようにするため、税財源の配分を通じて中央政府が責任を有することは当然のことである。

先進国においては、国による個人の生存権の保障は普遍的な理念として定着している。地方団体が、個人の生存権を保障するため、全国統一的に行う住民サービスや地域の実情に応じてきめ細かく行う住民サービスを適切に提供できるよう、国による財源保障が必要である。さらに、戦後、国の経済政策等により生じた地域間の財政力格差を調整し、標準的な行政を遂行する財源を保障する責任は、富裕団体ではなく、当然国が負うべきである。

これらの国の義務を果たすための仕組みが地方交付税制度であり、国税の一定割合ではありながらも、交付「税」とは「地方税」を通じて、国が責任を持って財政調整・財源保障を行っているものである。

なお、偏在是正の問題を解決するには、地方交付税を増額すれば良いのではないかとの意見があるが、

- ・地方交付税が財源保障責任を果たす前提となるナショナルミニマムの範囲について、国民の理解を得る必要があるのではないか
- ・平衡交付金制度から現行の地方交付税制度に改正され、法定率の引上げを認めつつも、地方の財政需要の積み上げではなく、少なくとも国税の一定割合という範囲内で財政運営を行う枠組みへと変化したことを、どのように考えるか
- ・昭和 50 年代から連綿と続く特例措置、折半ルール、そして近年の臨時的措置の常態化を考えると、法定率の引上げ等による地方交付税制度の改革が必要であると考えられるが、国の歳入に占める単年度の税収が 4 割程度しかなく、国債及び借入金並びに政府保証債務現在高が 1,000 兆円を超えるといった厳しい国の財政状況を踏まえて対応していく必要があるのではないか
- ・国、地方ともに極めて厳しい財政状況の中で、仮に地方交付税の増額により団体ごとの財政需要との均衡がとれたとしても、財源保障の水準を大きく超える財源超過団体が存在することについて国民の理解が得られるか

といった問題を避けて通ることはできず、これらの課題を踏まえた今後地方交付税制度の基本的な見直し・改革が必要であると考えられる。

第5 その他の検討課題

(地方法人課税の外形課税化)

外形標準課税の拡大は地域間格差の是正の面で一定の効果は考えられるが、それほど大きくないのではないかと、また、所得の少ない法人にとって税負担が重くなることに理解が得られないのではないかとという課題があるものの、地方法人課税の税収の変動への対応や応益性の強化という観点から、その拡大が検討されるべきである。その際には、地域間格差是正の効果や法人課税の実効税率の引下げにつながるメリットもあることから、例えば資本金1億円超の企業について、法人事業税の付加価値割の部分の拡充していくことが考えられる。

また、法人事業税の資本割について、課税標準である「資本金等の額」が企業実態を反映しておらず課税標準として適当ではないのではないかと指摘もあり、この点についても、今後検討すべきである。

(地方法人課税の分割基準の見直し)

法人事業税の分割基準については、応益性や国の財源保障責任の観点から、財政調整を目的として変えることは不適當であると考えられるが、例えば、以下の点に着目してより客観性のある指標に変えていくことは望ましい。

- ・法人における管理部門の形態が、事業部制や分社化の導入、アウトソーシングの活用等で多様化・分散化しつつあること、事業所数基準の導入と趣旨が重複すること等から、平成17年度税制改正において、法人事業税の分割基準のうち「本社管理部門の従業者数」を2分の1とする圧縮措置が廃止されたことについて、どう考えるか
- ・工場における産業用ロボット等の導入により無人化への方向が著しく進んでいることから、例えば「資本金1億円以上の製造業の工場従業者数」を現行の1.5倍からさらに引き上げるべきではないか
- ・製造業に限らず、非製造業における近年のアウトソーシング化の動きを反映させるべきではないか

これらの課題について、実態を把握した上で、諸外国の制度も参考にして、その他の分割基準のあり方も含めて今後検討すべきである。(図5参照)

(図5)

法人事業税の分割基準(改正の経緯)

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S42年度 (1967年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)
非製造業	従業者 の数	1/2を事務 所の数 他の1/2を 従業者の数	資本金1億 円以上の法 人の本社管 理部門の従 業者数につ いては1/2	各月の延 従業者の 数を期末 現在の 従業者の 数とした	資本金が >1億円以 上の法人 の本社管 理部門の 従業者数 については1/2			証券業が追 加された	1/2を事務 所の数 1/2を従業 者の数
銀行業 保険業 証券業									※本社管理 部門の従 業者数1/2 措置は廃止
製造業								資本金1億 円以上の法 人の工場 の従業者数 については1.5 倍	本社管理部 門の従業者 数1/2措置 は廃止
鉄道業 軌道業	1/2を 固定資産 の価額 他の1/2 を従業者 の数	軌道の延長 キロメー トル数							
ガス供給業 倉庫業		固定資産 の価額							
電気供給業						1/2を発電所 の固定資産 の価額 他の1/2を固 定資産の価 額	3/4を発電 所の固定資 産の価額 他の1/4を 固定資産の 価額		

地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（構成案）

1 はじめに

2 地方法人課税の現状と課題

- (1) 地方税収全体に占める地方法人 2 税の推移
- (2) 法人事業税と法人住民税
- (3) 地方法人特別税・譲与税
- (4) 税制抜本改革法

3 税源の偏在性について

- (1) 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するか
- (2) 現在の税源偏在の状況の評価
- (3) 税制抜本改革等の影響

4 税制における是正策と地方法人課税のあり方

- (1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担
- (2) 地方法人課税のあり方
- (3) 地方法人特別税・譲与税制度の評価

5 その他

- (1) 分割基準・清算基準
- (2) 地方共同税
- (3) その他の地方法人課税に関する課題

6 地方法人課税等の在り方に関する見直しの方向性

- (1) 基本的な考え方
- (2) 具体的な方向性

1 はじめに

地方法人特別税・譲与税制度は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」として、平成 20 年度税制改正において創設され、平成 20 年 10 月 1 日に施行された。

その後、平成 24 年 8 月に成立した消費税（国・地方）の税率引上げ等を内容とする「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」第 7 条第 5 号においては、地方税制について、「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。」、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。」ことが検討項目として挙げられ、その検討結果に基づき、速やかに必要な措置を講じることとされた。

このことを踏まえ、総務大臣は、平成 26 年 4 月の消費税率の第一段階の引上げ時までには地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税の在り方の見直しについて結論を得る旨を表明するとともに、平成 24 年 9 月に地方財政審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を専門

的見地から行い、考え方をまとめることを要請した。

本検討会では、これまで計〇回の会議を開催し、有識者、経済団体等の関係者からのヒアリングを行いつつ、地方法人特別税・譲与税制度や地方法人課税の在り方等について精力的に議論を重ねてきたところである。

本報告書は、これまでの検討内容等について取りまとめたものであり、今後の地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税の在り方の見直し等に資するものとなれば幸いである。

2 地方法人課税の現状と課題

(1) 地方税収全体に占める地方法人2税の推移

地方税収全体は約 35.7 兆円（平成 23 年度決算ベース。以下同じ。）であり、都道府県税が約 15.3 兆円、市町村税が約 20.4 兆円となっている。

都道府県税のうち法人道府県民税は約 0.8 兆円、法人事業税は約 2.2 兆円、平成 20 年度に事業税の一部を振り替えて成立した地方法人特別税は約 1.5 兆円の合計約 4.5 兆円であり、都道府県税収の約 3 割を占める基幹税となっている。

また、市町村税においても、法人市町村民税は約 2.0 兆円と市町村税収の約 1 割を占めている。

<図表 1 国税と地方税の税収内訳 参照>

(2) 法人事業税と法人住民税

法人事業税は、事業がその活動を行うに当たって地方団体の施設を利用し、その他の行政サービスの提供を受けていることから、これらのために必要な経費を分担すべきであるとの考え方に基づいて、法人の行う事業そのものを課税客体として課する税である。昭和 24 年のシャウプ勧告においては、法人事業税の課税標準については、「原料等、他の事業から購入したものの価値に、その企業が附加したところの額である」とされ、付加価値を採用すべきである旨、勧告されている。この勧告に従っ

て昭和 25 年度に成立した附加価値税は結局施行されずに廃止されたが、応益性の原則、負担分任原則から見て外形標準課税は事業税の課税方式として望ましいことから、平成 16 年度に法人事業税の一部に外形標準課税が導入された経緯がある。

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるために課税するものである。法人住民税は、資本金等の額等に応じて定額の負担を求める「均等割」と、法人税額に応じた負担を求める「法人税割」から構成されている。

法人の事業所得等を課税標準とする法人事業税と法人住民税法人税割については、ともに税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高いが、法人事業税については平成 16 年度にその一部に外形標準課税が導入され所得割の割合が減少したこと及び平成 17 年度に分割基準の見直しが行われたこと等の影響から、現在では法人住民税法人税割の方が税収の年度間の変動が大きく、偏在度も高い税となっている。

<図表 2 地方税各税目の人口一人当たり税収額 参照>

<図表 3 都道府県税の偏在度の推移 参照>

(3) 地方法人特別税・譲与税

偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築は、地方税の充実と合わせて地方税制の再重要課題である。

平成初頭のバブル経済の崩壊後、地方税収についても長らく低迷が続いたが、平成 15 年度を底に法人 2 税が急速に回復し、景気動向の地域差も相俟って地域間の税収の差が拡大し、財政力格差の拡大が顕著となったことから、平成 20 年度改正においては、地方税の偏在是正が重要な課題となった。

この地方税の偏在是正については、経済財政諮問会議等において、総務大臣が「地方消費税の充実などにより、税収が安定的で偏在度の小さい地方税体系を構築する」という地方税改革の基本方向を示し「当面、地方交付税原資の中で偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい法人 2 税を交換」という提案を行った。それに対し、財務大臣が「個別地方団体間では大きな財政力格差が存在。東京の財源超過額は 1.4 兆円で、財政力指数下位 8 県の財源不足額とほぼ同額。」と財政力格差を問題視し、その是正の重要性を指摘する一方で、「地域間の財政力格差の問題については、地方団体間の水平的調整で対応すべき」と総務大臣とは異なる考え方が提示された。

平成 20 年度税制改正においては、税体系及び交付税原資の抜本的な改革は見送られ、これに伴って、消費税と法人 2 税の税

源交換の方式は実現できないこととなったことから、喫緊の課題である地域間の税源偏在の是正に早急に対応するため、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の暫定措置として、

- ① 法人事業税（所得割・収入割）の一部（地方消費税 1%に相当する 2.6 兆円分）を分離し、地方法人特別税（国税）とする。
- ② 地方法人特別税の課税標準を法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率）とする。
- ③ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が法人事業税と併せて行う。
- ④ 地方法人特別税の税収は、地方法人特別譲与税として、人口（2分の1）及び従業者数（2分の1）を基準に都道府県に譲与する。

とする内容の地方法人特別税・譲与税制度の創設が決定された。なお、平成 20 年度税制改正大綱においては、「地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さ

く税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。』、「この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む」ことも明記され、それまでの間の暫定措置として地方法人特別税・譲与税制度が創設された。平成 20 年 4 月 30 日に公布された地方法人特別税等に関する暫定措置法においても「この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」（同法第 1 条）であることが明記されている。

<図表 4 地方法人特別税・譲与税について 参照>

<図表 5 地方法人特別税の税率設定について 参照>

<図表 6 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の偏在是正効果の推計 参照>

<図表 7 都道府県税収の偏在度の変化 参照>

その後、平成 21 年度には、所得税法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 13 号）附則第 104 条において、平成 20 年 12 月 24 日に閣議決定された「中期プログラム」の内容が明記されたが、その中で同条第 3 項第 7 号に「地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、

税収が安定的な地方税体系の構築を進めること」と、前述の平成 20 年度税制改正大綱で示された方向性が法律上明記された。

なお、地方法人特別税・譲与税制度の導入による偏在是正額は、平成 20 年秋のリーマンショックによる景気の急激な悪化とその後の低迷による法人所得の減少により、当初の想定の半分程度に留まっている。

(4) 税制抜本改革法

国・地方を通じた社会保障財源の充実確保と財政健全化の同時達成を目指すものとして平成 24 年 8 月に成立した税制抜本改革法では、消費税（国・地方）の税率引上げ等の税制の抜本的改革に合わせて検討すべき事項が列記されており、そのうち地方税制については次のとおり規定された。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 68 号）

第 7 条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

当該規定を踏まえ、平成 26 年 4 月の 1 回目の消費税率の引上げ施行前に見直しの内容を明らかにすべく、平成 24 年 9 月に地方財政審議会に本検討会が設置され、地方法人特別税の抜本の見直しに向けて検討を行うとともに、地域間の税源偏在の是正に向け地方法人課税のあり方等について幅広く検討を進めることとされた。

3 税源の偏在性について

(1) 税源の偏在性・財政力格差を何で評価するか

地方法人特別税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」（地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条、税制抜本改革法第7条第5号イ）であることから、地方法人特別税の見直しに当たっては、「偏在性の小さい地方税体系」が構築され、財政力が是正されたかどうかをどのように評価するかについて検討する必要がある。

地方税は、地方団体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであり、地域の共通の経費をその地域の住民や法人がその能力と受益に応じて負担し合うものである。

したがって、税源偏在の是正を考える際には、単に人口一人当たり税収等で示される税源の偏在の状況を見るだけでなく、地方団体が提供する行政サービス水準の格差につながる財政力の格差を考慮に入れる必要がある。

その際、人口一人当たり一般財源は、地方団体が法令により義務づけられた事務を相当量行っていることに対し、地方交付税等で財源保障を行っていることの影響が大きいいため、地方団体独自の行政サービス等の格差を示すものとなっておらず、こ

れのみによって税源偏在・財政力格差を判断することは不十分であると考えられる。

この点につき、地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置づけられているが、これを上回る歳入は財源超過額等となり、地方団体が独自の行政を行うための財政需要に充てられ、その大きさは財政運営の自由度を示す一つの指標となることに鑑みれば、基準財政需要額に占める財源超過額等の割合等の指標を用いて、税源偏在・財政力格差を判断することも有効である。

<図表7 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」について 参照>

いずれにしても、「偏在性の小さい地方税体系」を検討するに際し、税源偏在・財政力格差については、特定の一つの指標でとらえるべきではなく、人口一人当たり税収・一般財源や基準財政需要額に占める財源超過額等の割合等の複数の指標を用いて総合的に判断されるべきものである。

(2) 現在の税源偏在の状況の評価

地方法人特別税・譲与税制度が創設された平成20年度以降の税源偏在・財政力格差の状況は、人口一人当たり税収、財源超過額、財源超過額＋留保財源のいずれをみても、それ以前より緩和されている状況にある。このことは、地方法人特別税・譲与税制度による偏在是正効果によるものであるが、平成20年秋のリーマンショックによる景気の急激な悪化による法人所得の減のため、偏在性が大きい地方法人2税に大幅な減収が生じた影響でもあることに留意する必要がある。

<図表9 財源超過額及び留保財源額の推移 参照>

<参照10 都区の財源超過額の推移 参照>

(3) 税制抜本改革等の影響

今回の税制抜本改革法による地方消費税率の引上げは、社会保障財源の確保と地方財政の健全化を目的として行われた改革であるが、地方税の税源偏在・財政力格差の是正の観点からみれば、偏在性の小さい地方消費税が充実することにより、人口一人当たり税収等で示される税源偏在が緩和されることは評価すべきことである。

一方で、今回の地方消費税の税率引上げに合わせて、仮に地方法人特別税・譲与税を廃止し、事業税に復元すると、現状より財源超過額等で示される税源偏在・財政力格差は拡大し、平

成 17 年度当時の水準に戻る事となる。

平成 20 年度税制改正において、当時の直近の決算である平成 17 年度決算における税源偏在・財政力格差の状況を踏まえて、その是正が必要として地方法人特別税・譲与税制度を成立させた国会の意思を踏まえれば、少なくとも今回の地方消費税の税率引上げに合わせて、単に地方法人特別税・譲与税を廃止し、事業税に復元する状況にはないと考えられる。

また、引上げ分の地方消費税は社会保障財源に充てられることとなっているが、交付団体では臨時財政対策債等の減少と相殺される一方で、不交付団体ではそのまま財源超過額の増となり、個々の団体ごとにみると地方消費税収と社会保障給付支出との間に不均衡が生じることとなる。すなわち基準財政需要額に占める財源超過額等の割合等で示される税源偏在・財政力格差は、不交付団体と交付団体との間でむしろ拡大することを意味しており、何らかの是正措置が必要であると考えられる。

加えて、リーマンショック以来低迷が続いていた景気も平成 25 年に入って回復傾向にあり、法人税収も平成 24 年度の税収見込を約 1.4 兆円上回るなど、順調に回復している。また、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においては、

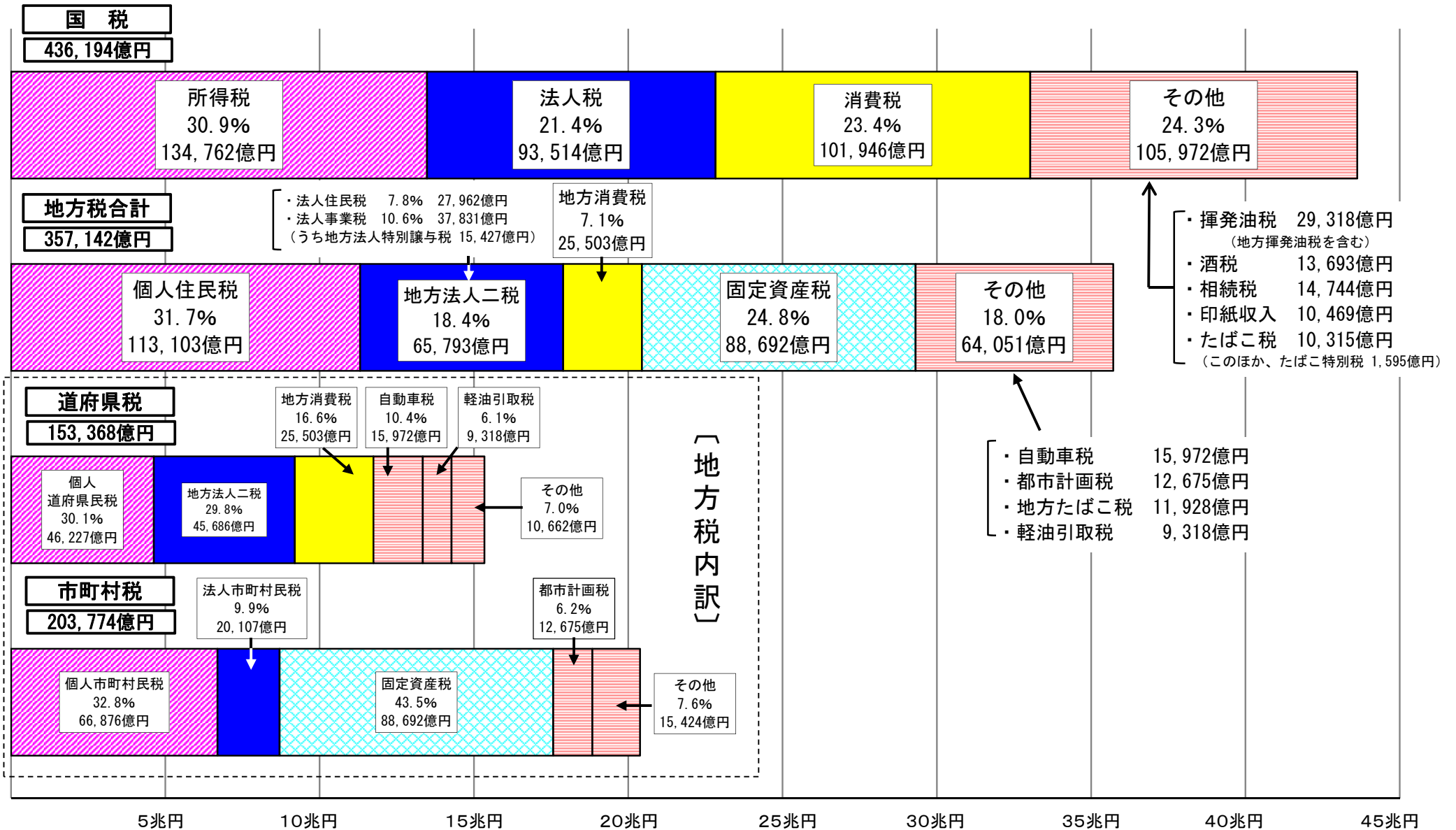
「今後 10 年間の平均で名目 GDP 成長率 3%程度、実質 GDP 成長率 2%程度の成長」が目標として掲げられており、今後、地方法人 2 税においても税収増が見込まれる状況にある。

仮に今後、法人所得が大幅に上昇した平成 19～20 年度と同水準になれば、税源偏在・財政力格差は、人口一人当たり税収、基準財政需要額に占める財源超過額等の割合等の多くの指標で現状より拡大するものと見込まれることにも留意する必要がある。

このように、税制抜本改革や今後の景気動向等による影響に鑑みれば、未だ偏在性の小さい地方税体系が構築されたとはいえず、引き続き何らかの偏在是正措置を必要としている状況にあると考えるべきである。

参考資料

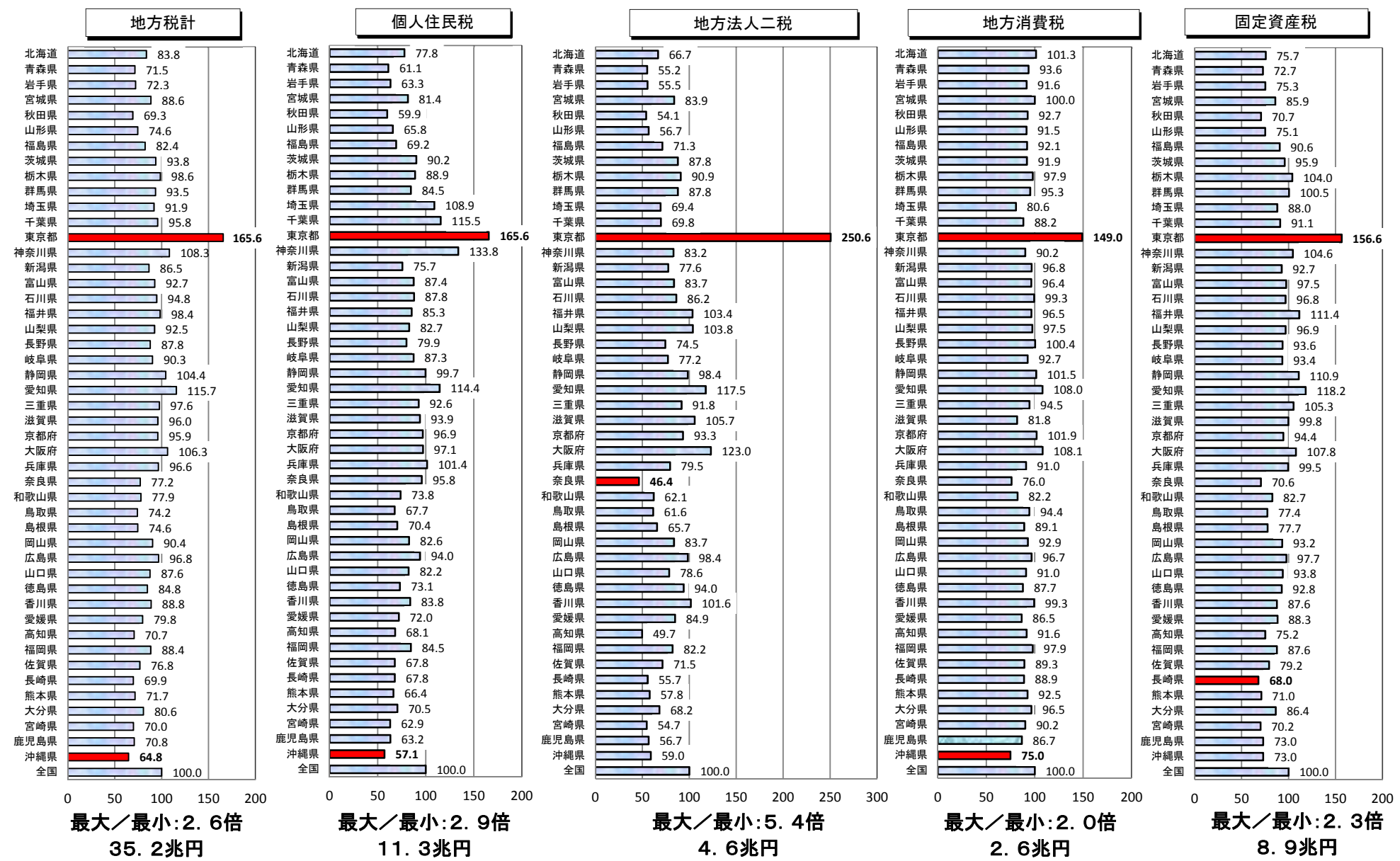
国税・地方税の税収内訳（平成23年度決算額）



(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
 3 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
 4 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

図表 2

地方税各税目の人口一人当たり税収額(平成22年度決算額)



最大/最小: 2.6倍
35.2兆円

最大/最小: 2.9倍
11.3兆円

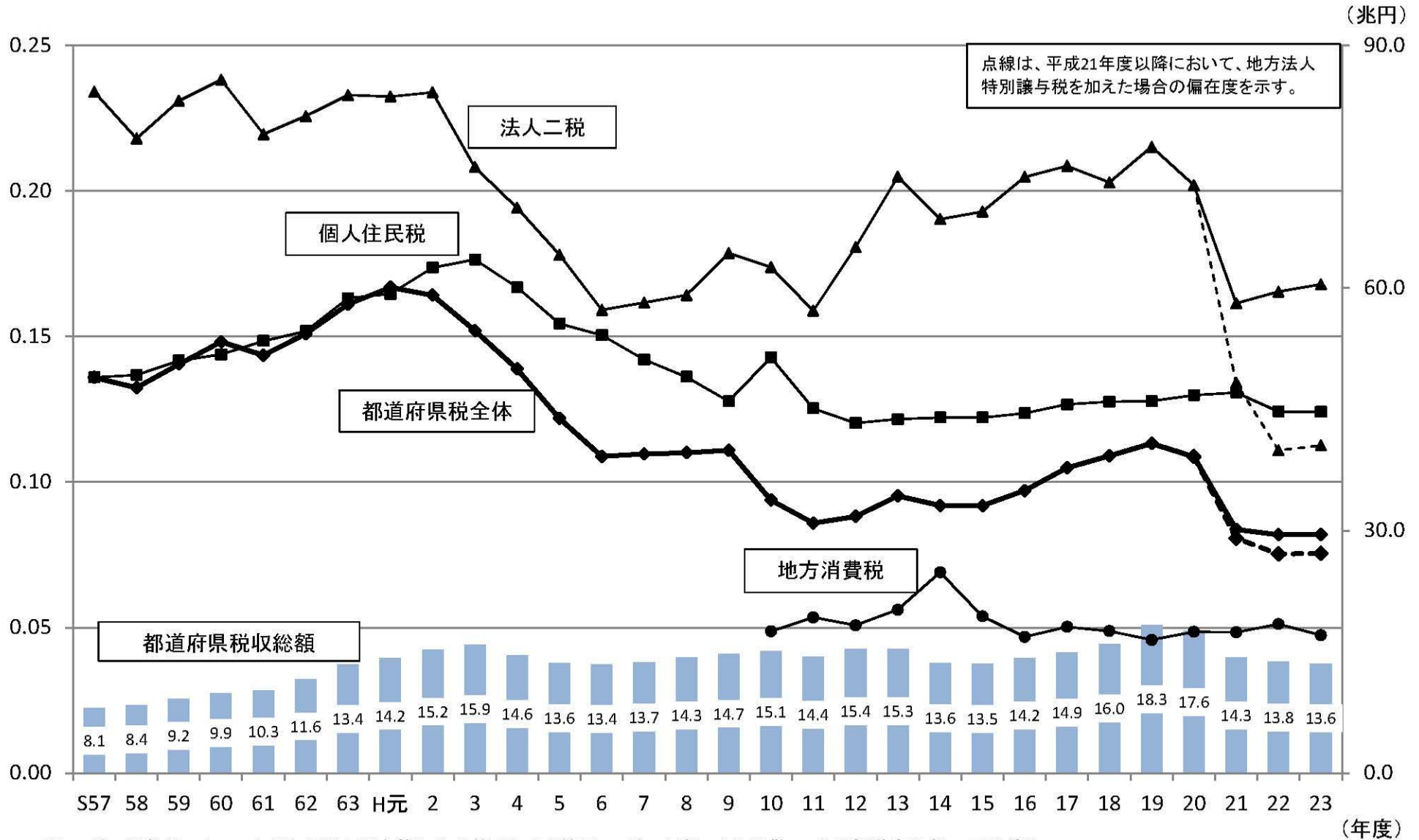
最大/最小: 5.4倍
4.6兆円

最大/最小: 2.0倍
2.6兆円

最大/最小: 2.3倍
8.9兆円

※ いずれの数値も道府県分と市区町村分の合計額に基づくものである
 ※ 地方税計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである
 ※ 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除く
 ※ 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く
 ※ 「最大/最小」は、各都道府県の人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である
 ※ 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による

都道府県税の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

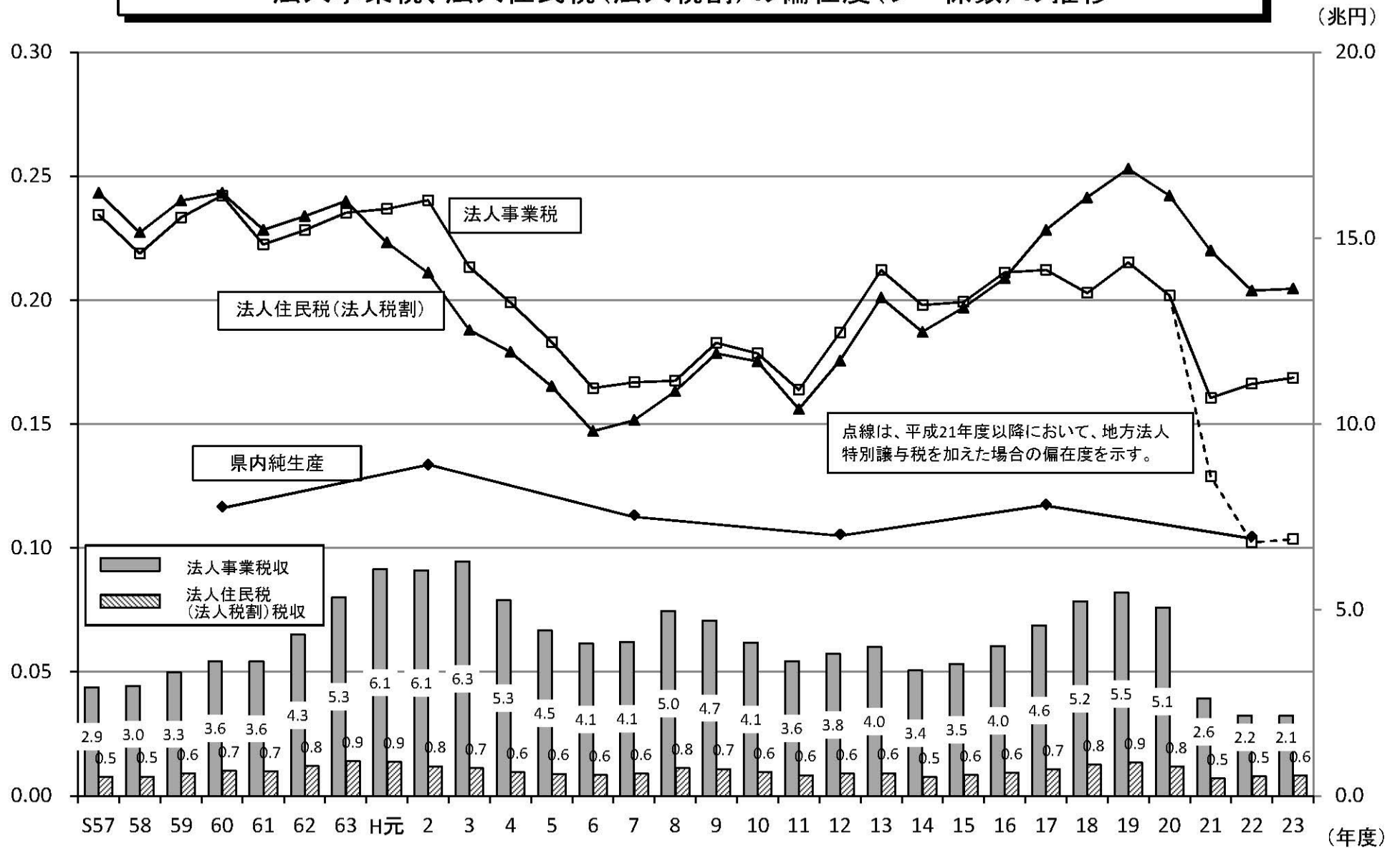
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移



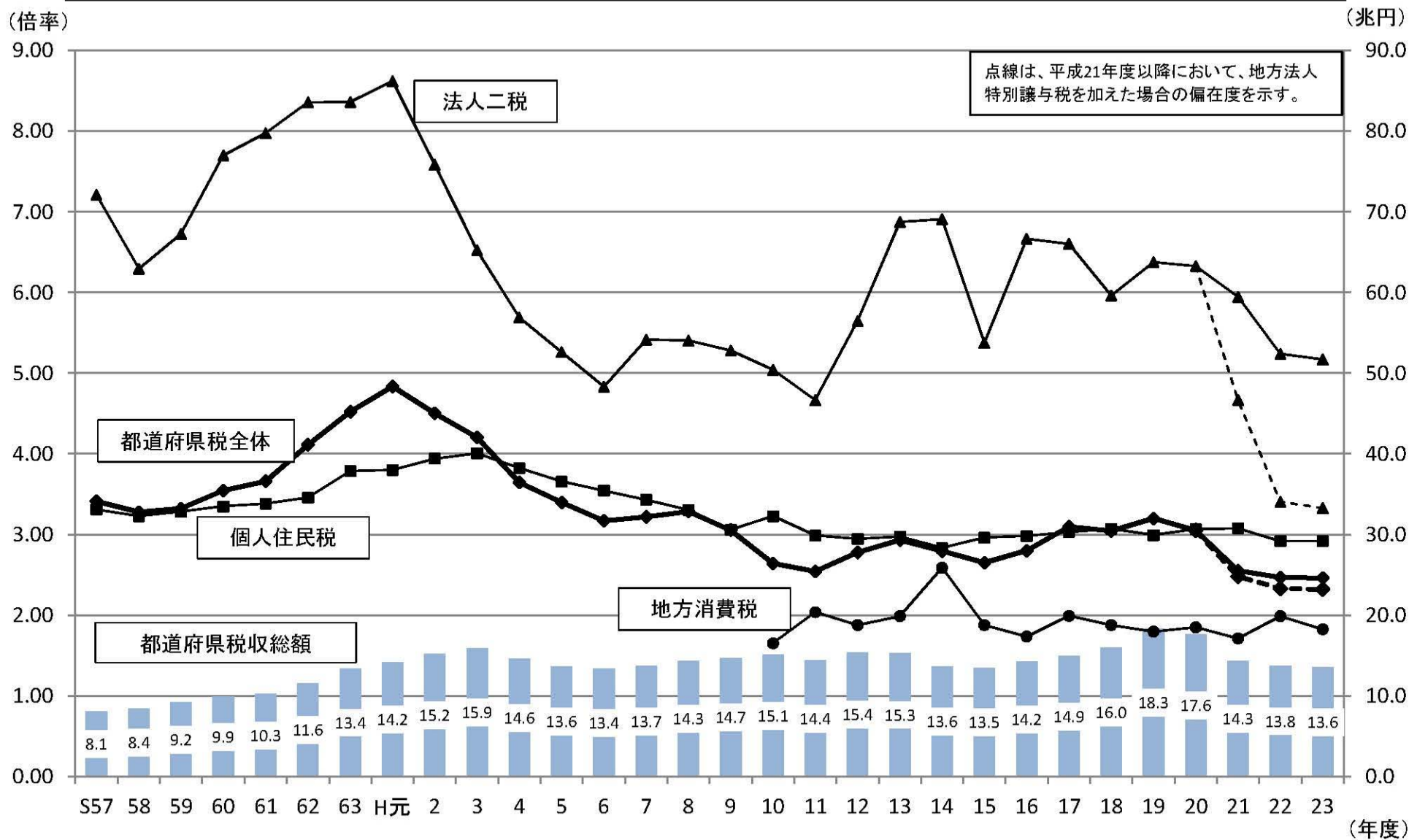
※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。 $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

都道府県税の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

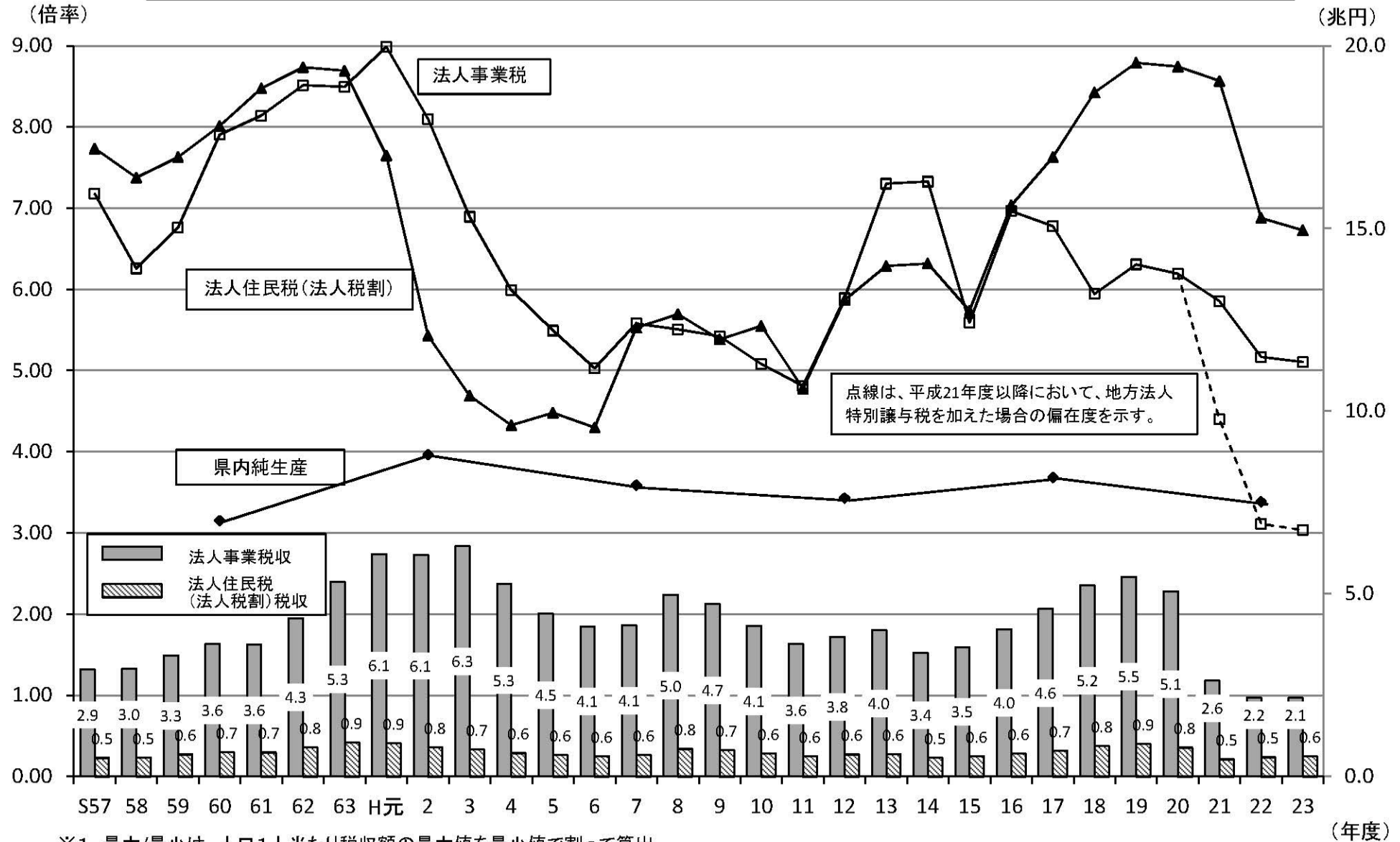
※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。

また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。

※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移



※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

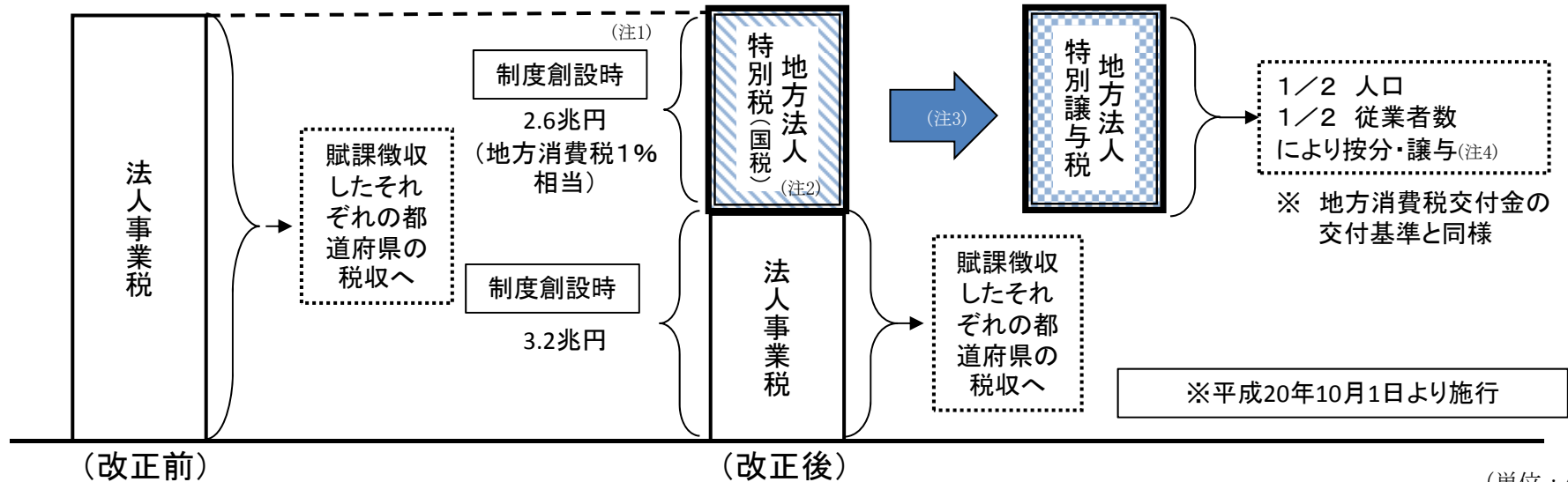
※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

地方法人特別税・譲与税について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として創設



(注)

- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
- 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
- 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
- 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

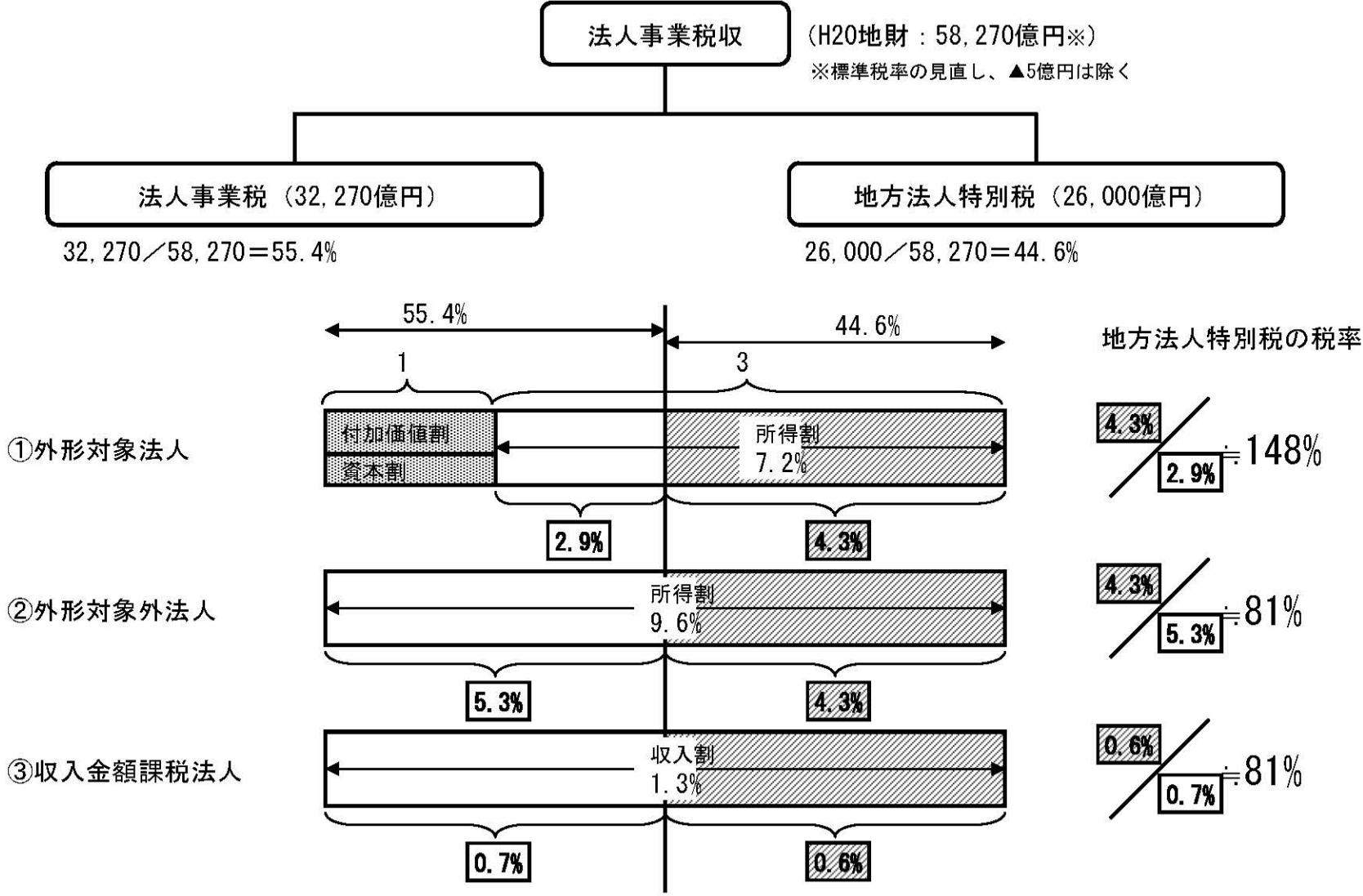
税源の偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位：億円)

	制度創設時の想定	H23実績	H24実績 (見込)	H25地財
地方消費税1%相当額	26,000	25,503	25,511	26,650
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	15,427	16,709	17,643
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,950	▲1,611	▲1,855
東京都	▲3,197	▲1,510	▲974	▲1,329
愛知県	▲414	▲121	▲189	▲161
大阪府	▲265	▲166	▲214	▲218

図表 5

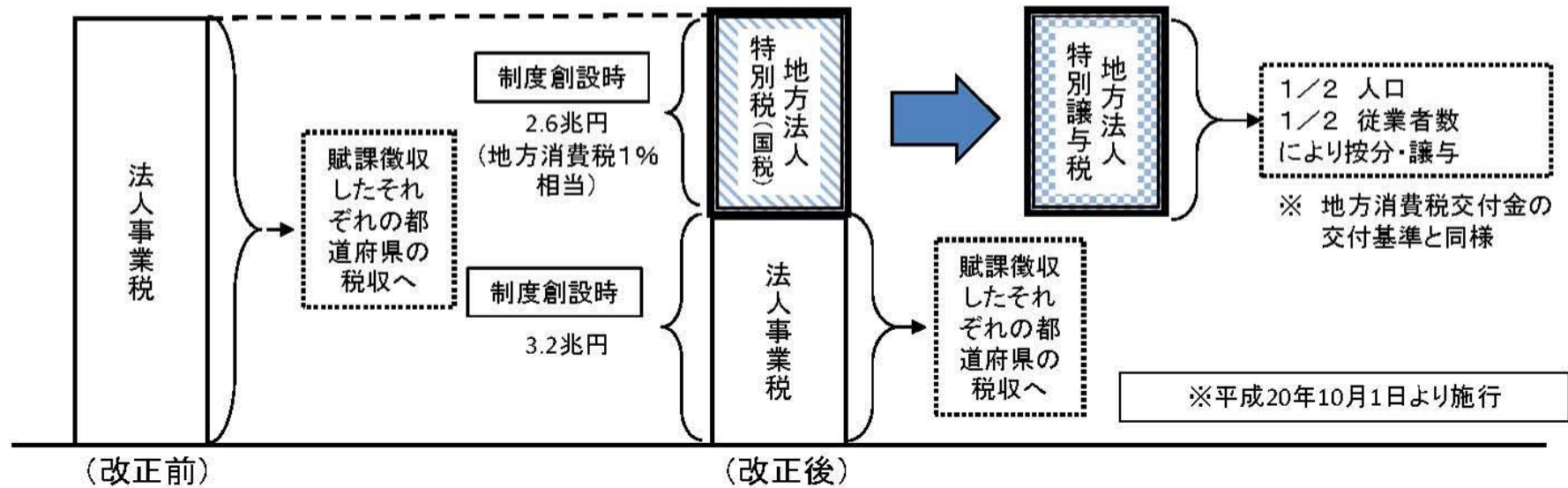
地方法人特別税の税率設定について



(注)

- ・新しい法人事業税（標準税率相当分）と地方法人特別税をあわせた税負担が現行の法人事業税（標準税率相当分）の負担を上回らないように税率を設定している。
- ・②及び③に係る地方法人特別税の税率を同一とした。
- ・端数処理の関係で計算式と税率とが一致しないところがある。

地方法人特別税・譲与税の制度創設時の偏在是正効果の推計



偏在是正効果の推計

	最大/最小	東京都シェア	ジニ係数
暫定措置なし	3.06倍	17.4%	0.100
↓			
暫定措置あり	2.43倍	15.5%	0.077

※1 平成20年度地方財政計画における都道府県税の税収総額を、平成17年度決算を用いて按分し推計。
 ※2 地方法人特別税・譲与税の制度創設時の規模2.6兆円を、地方法人特別税にあつては、平成17年度決算により按分し、地方法人特別譲与税にあつては、譲与基準(H17年度国調人口及びH18年度事業所統計従業者数)により按分して推計

都道府県税収の偏在度の変化

図表 7

		最大/最小	東京都シェア		ジニ係数		
実績	平成17年度	3.10 倍	17.4%		0.105		
	平成19年度	3.20 倍	17.7%		0.113		
	平成23年度	税収に地方法人特別税・譲与税を含まない場合	2.46 倍	15.8%		0.082	
		税収に地方法人特別譲与税を加算した場合	2.32 倍	15.5%		0.075	
	7年平均 (平成15～21年度)	税収のみ	2.92 倍	17.0%		0.095	
税収に地方法人特別譲与税(推計)を加算した場合		2.42 倍	15.5%		0.076		
試算		7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース	7年 平均ベース	平成23年度 決算ベース
	地方消費税率を2.2%に引き上げた場合	2.31 倍	2.23 倍	15.2%	15.2%	0.068	0.068
	さらに地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元した場合	2.71 倍	2.45 倍	16.4%	16.0%	0.083	0.079

※1:「ジニ係数」及び「最大/最小」は人口1人当たり税収額を基に算出し、また、「東京都シェア」は税収額を基に算出した。

※2:「実績」欄の数値は、各年度の決算値(法定外税、旧法による税及び超過課税分は含まない。以下同じ。)を基に算出した。

なお、7年平均(平成15～21年度)については、内閣府公表の「景気基準日付」における直近の景気循環(第14循環:平成14年1月～平成21年3月の約7年間)を基に税収が1年ずれて反映されることを考慮し、平成15年度から21年度の税収額の平均値を基に算出(一部推計)した。(推計方法は※3に掲載)

※3:「試算」欄の数値は、次の方法により試算した。

① 「平成23年度決算」欄の数値は、平成23年度の決算値を基に試算した。

② 「7年平均」欄の数値は、平成15～21年度の決算値の平均を基に試算した。その際、次のような調整を行った。

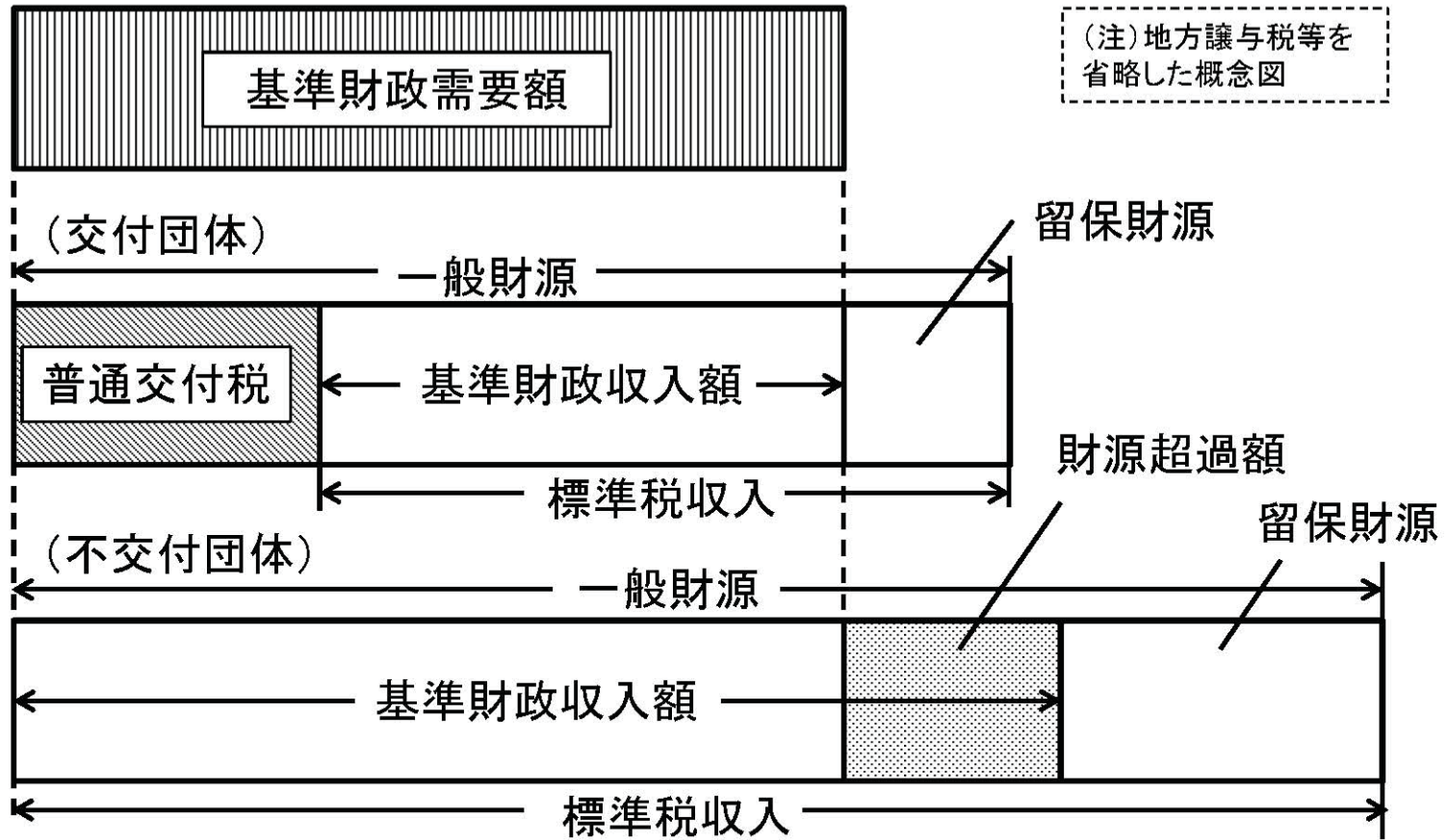
○ 外形標準課税導入前(平成15年度)及び平年度化前(平成16年度):資本金1億円超の普通法人の所得割額の1/4相当額を外形標準課税額とし、残った3/4相当額及び資本金1億円以下の普通法人等の所得割の合計額を税率比により按分して地方特別法人税額を推計。

○ 地方法人特別税・譲与税導入前(平成17年度～19年度)及び平年度化前(平成20～21年度):各年度の法人事業税収額(平成20、21年度においては地方法人特別税収額を加えたもの)を税率比により按分して地方法人特別税額を推計。

上記により算出した、各年度の地方法人特別税額の平均額から、譲与基準(平成22年国勢調査人口及び平成21年経済センサス従業者数)により各都道府県に対する地方法人特別譲与税額を推計し、試算した。

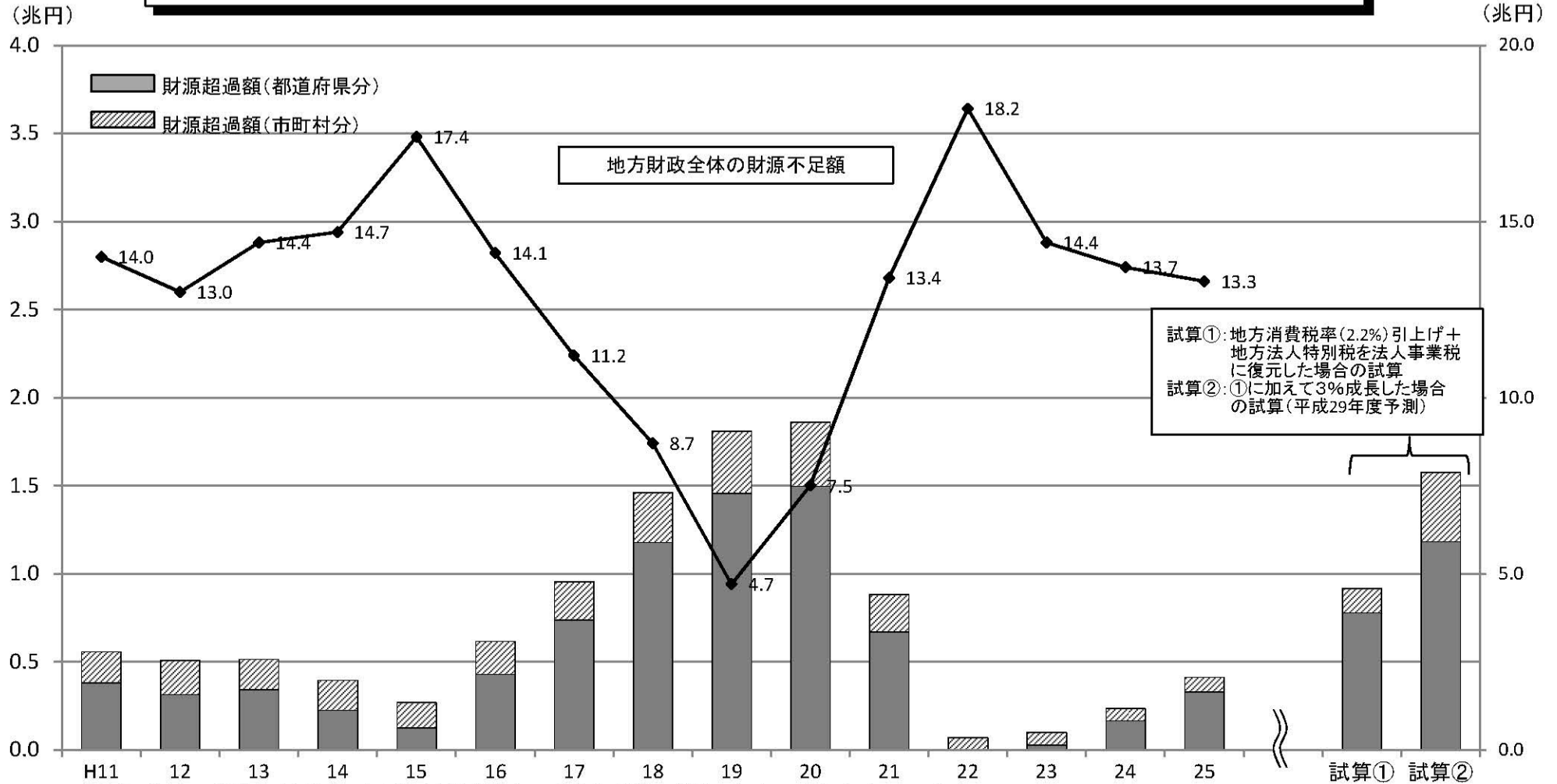
※4:人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。なお、「試算」においては、平成23年度末の住民基本台帳人口を用いた。

※ 「一般財源」、「留保財源」、「財源超過額」、「基準財政需要額」等について



図表 9

財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

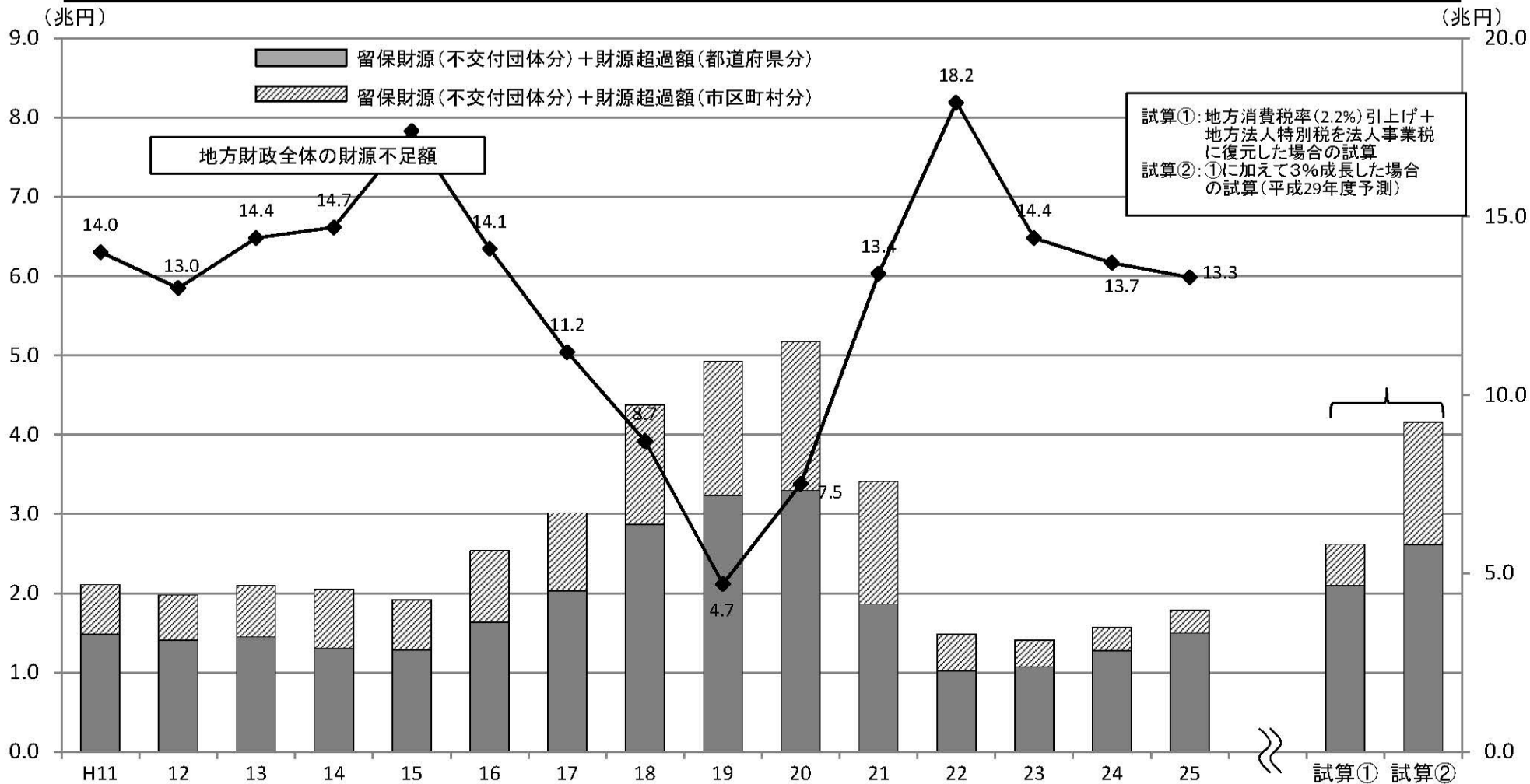
○ 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。

- ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
- ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)

○ 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

留保財源(不交付団体分) + 財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)及び財源不足額の推移



※1: 財源超過額及び財源不足額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、一本算定ベースである。

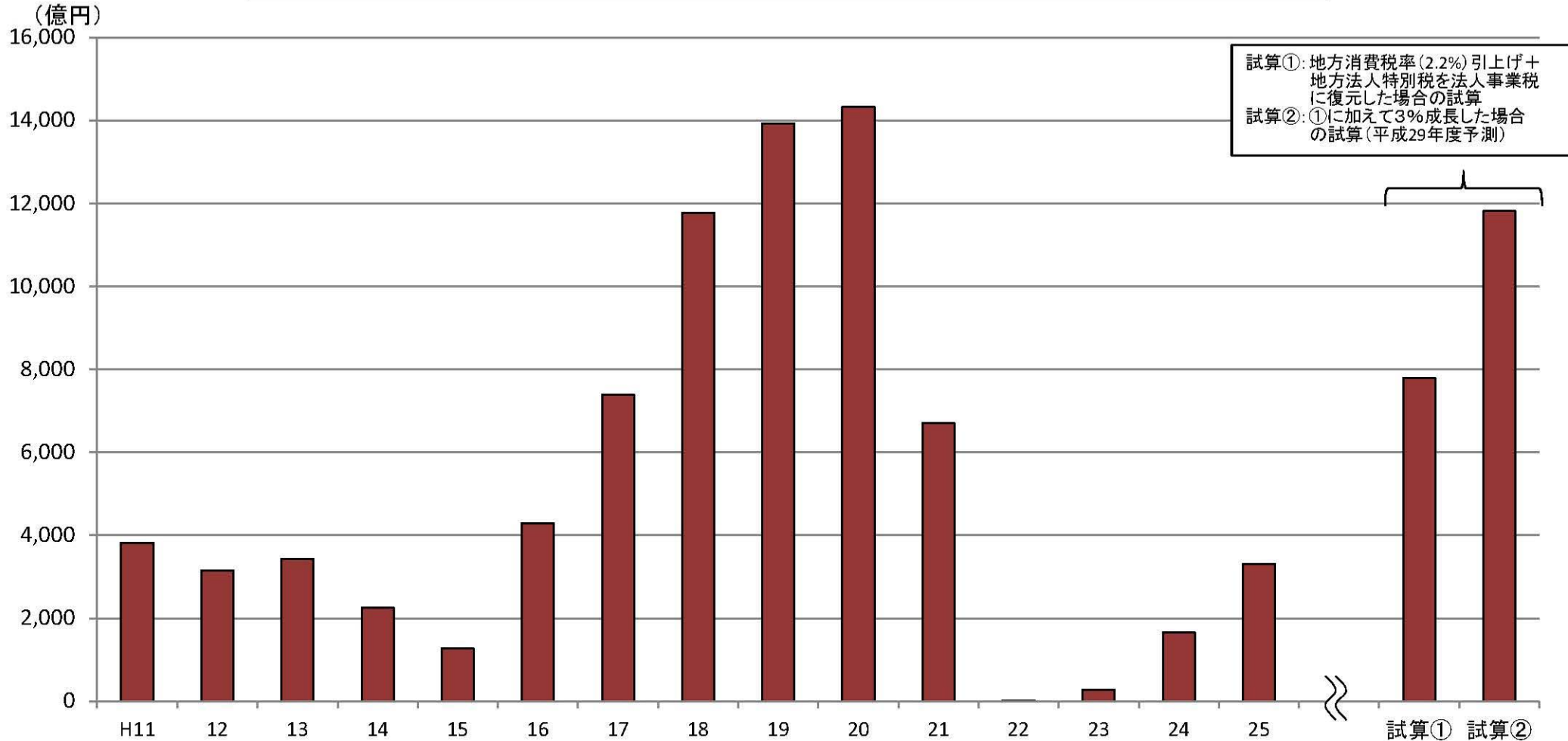
※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に還元した場合の財源超過額を試算したもので、還元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

※4: 特別区の留保財源及び財源超過額については、都区合算により、東京都分として計上している。

都区の財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



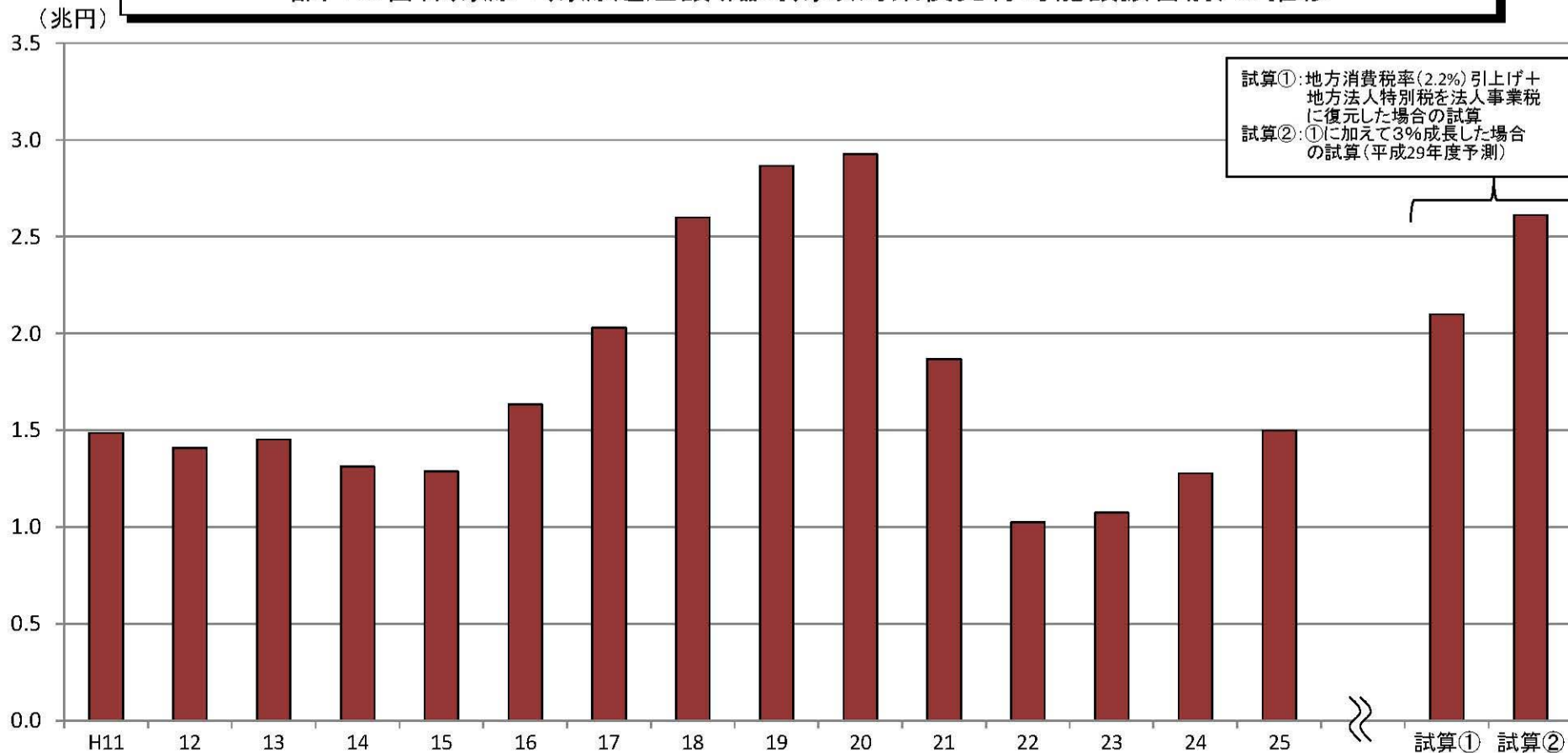
※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

都区の留保財源＋財源超過額(臨時財政対策債発行可能額振替前)の推移



※1: 財源超過額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の数値であり、都区合算により算出した数値である(都分が財源不足、特別区が財源超過の場合、両者を合算)。

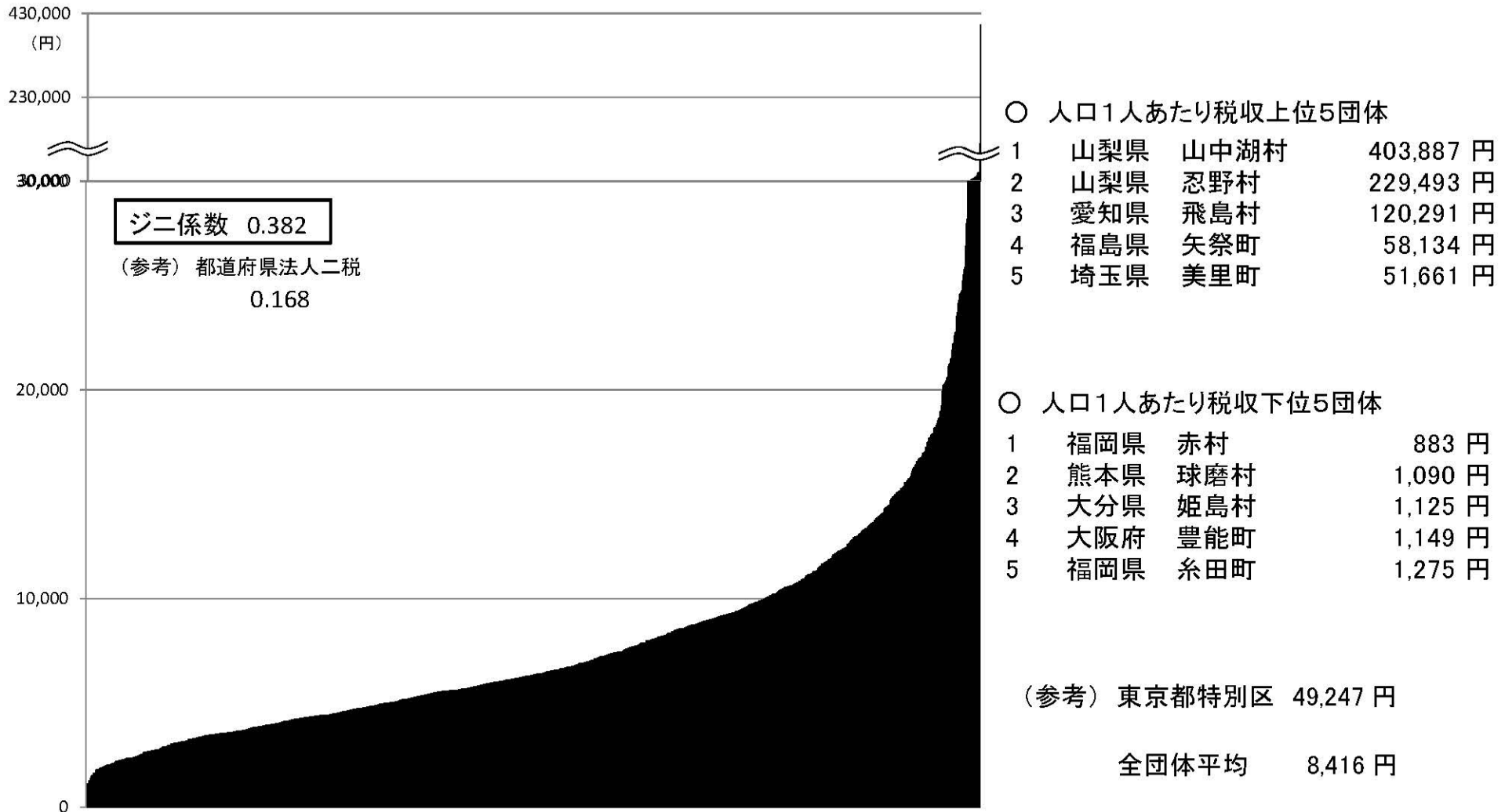
※2: 平成24年度以前は再算定があった場合は再算定後の数値であり、平成25年度は当初算定の数値である。

※3: 「試算①」は、

- 基準税率を75%として、以下の考え方により消費税率の引上げの影響が平年度化した時点における留保財源及び財源超過額を試算したものである。
 - ・ 基準財政需要額: 社会保障の充実(消費税率5%引上げのうち1%程度)及び社会保障の安定化(消費税率引上げに伴う社会保障支出の増)の地方分を平成25年度の社会保障関係費(社会福祉費、(保健)衛生費、高齢者保健福祉費の需要額で各団体に按分)
 - ・ 基準財政収入額: 地方税に係る税制抜本改革法に基づく清算基準及び市町村への交付基準により配分(「消費に相当する額」により都道府県間で清算、引上げ分に係る市町村交付金は全額各市町村の人口で按分)
- 地方法人特別税を法人事業税に復元した場合の財源超過額を試算したもので、復元による東京都の増収分の75%相当額を上乗せしたものである。

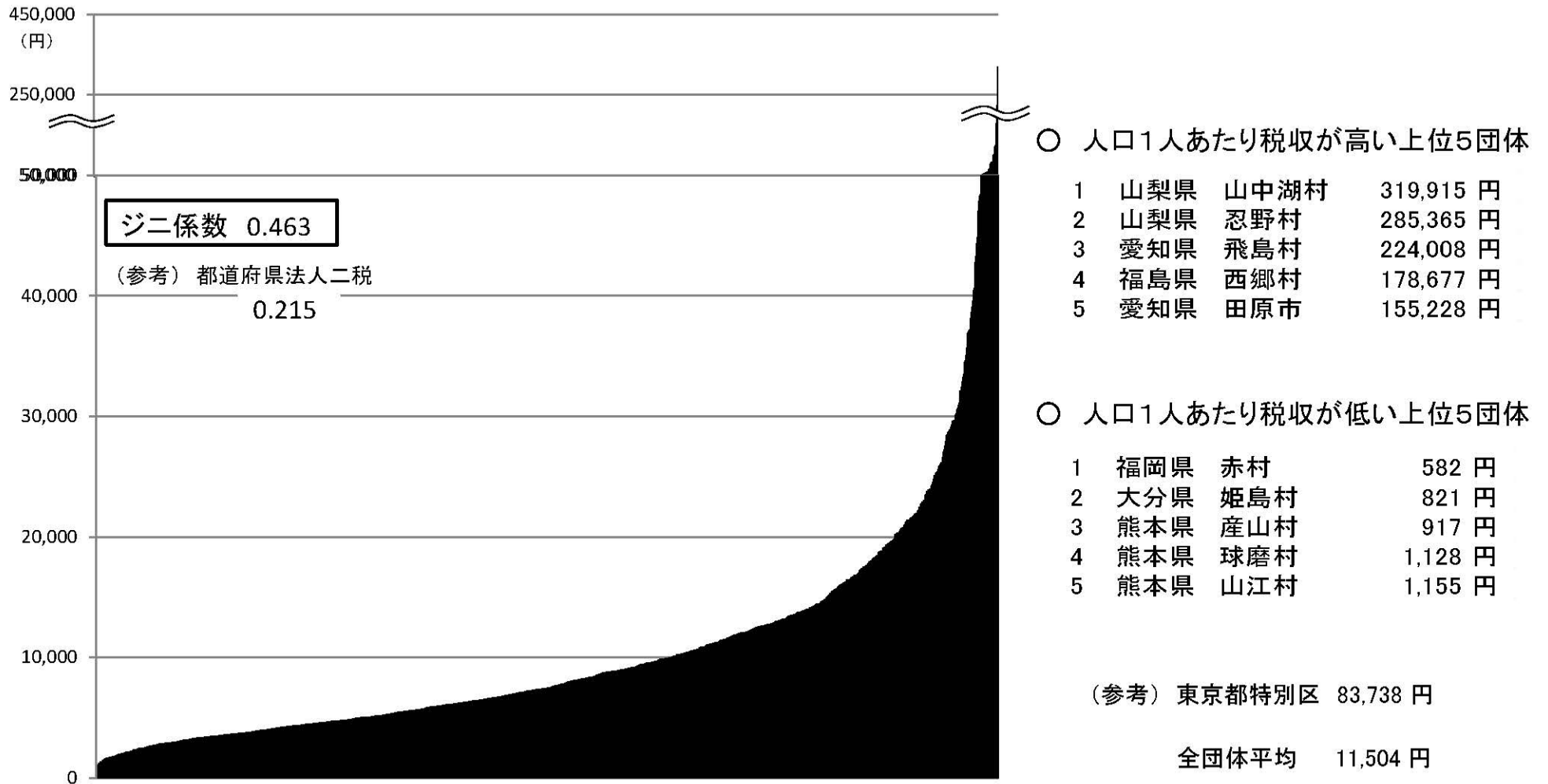
図表11

法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



※ 税収は平成23年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。
 ※ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律により規定されている「特定被災区域」を含まない。

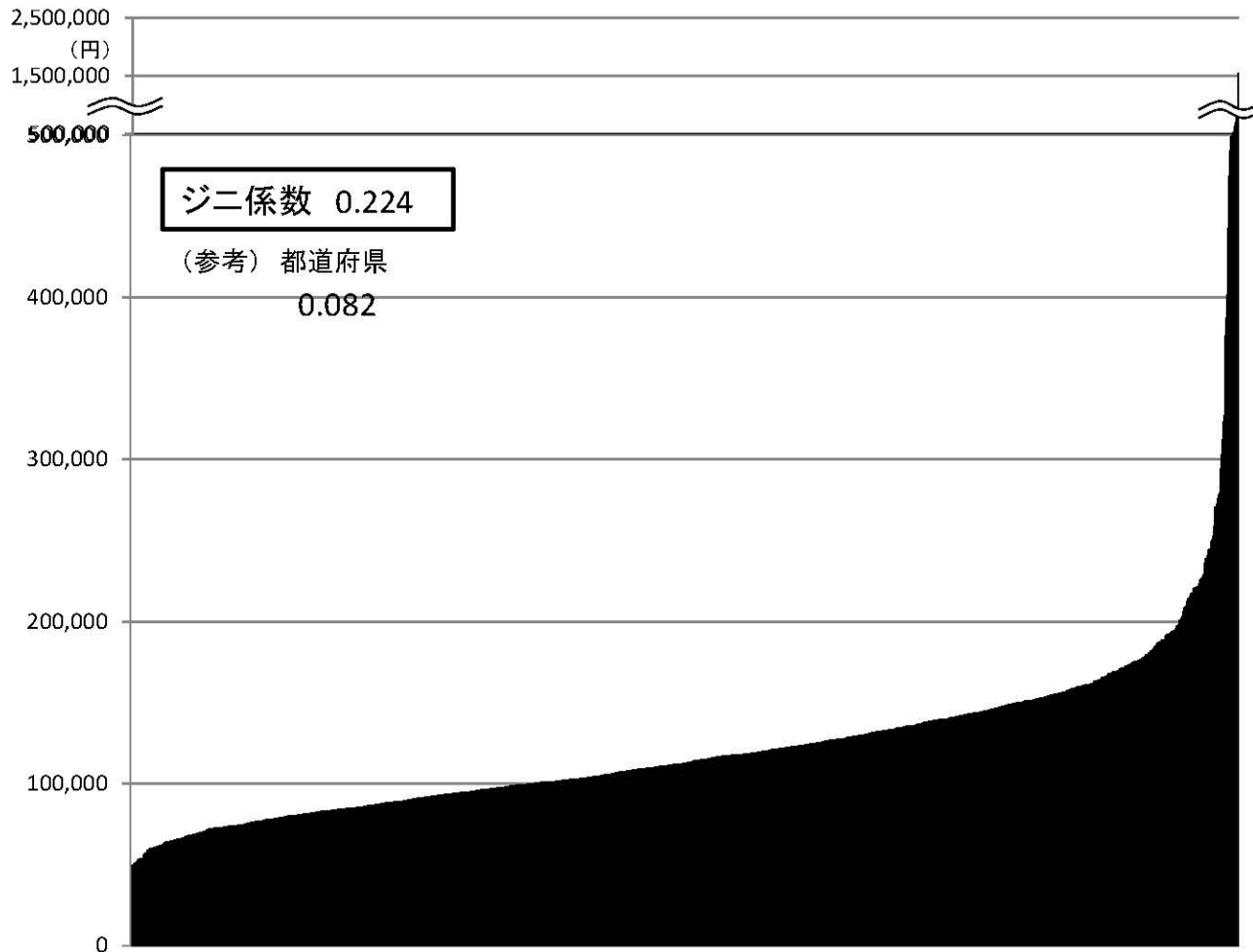
法人住民税の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



※ 税収は、平成19年度の決算における法人税割と均等割の合計額であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成23年度)



○ 人口1人あたり税収上位5団体

1	北海道	泊村	1,550,247	円
2	群馬県	上野村	1,508,088	円
3	長野県	南相木村	936,845	円
4	愛知県	飛島村	863,266	円
5	山梨県	山中湖村	686,995	円

○ 人口1人あたり税収下位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	39,833	円
2	北海道	上砂川町	40,952	円
3	大分県	姫島村	50,025	円
4	北海道	歌志内市	50,229	円
5	鹿児島県	大和村	50,882	円

(参考) 東京都特別区 323,371円

全団体平均 126,099円

※ 税収は平成23年度の決算値であり、超過課税分を含まない。
 ※ 人口は平成23年度末の住民基本台帳による。

市町村税収の人口1人あたり税収の状況(平成19年度)



○ 人口1人あたり税収が高い上位5団体

1	群馬県	上野村	1,837,561 円
2	長野県	南相木村	1,081,970 円
3	愛知県	飛島村	895,219 円
4	福島県	檜枝岐村	883,907 円
5	北海道	泊村	672,917 円

○ 人口1人あたり税収が低い上位5団体

1	鹿児島県	伊仙町	41,031 円
2	北海道	上砂川町	46,045 円
3	鹿児島県	大和村	47,873 円
4	沖縄県	伊平屋村	49,436 円
5	長崎県	小値賀町	49,858 円

(参考) 東京都特別区 366,173 円

全団体平均 129,271 円

※ 税収は、平成19年度の決算値であり、超過課税分を含まない。

※ 人口は平成19年度末の住民基本台帳人口による。

民間投資活性化等のための税制改正大綱

平成25年10月1日
自由民主党
公明党

目 次

第一	基本的考え方	1
第二	具体的内容	6
一	民間投資の活性化	6
二	中小企業対策	9
三	民間企業等によるベンチャー投資等の促進	11
四	収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進	12
五	設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応	14
六	所得の拡大	16

第一 基本的考え方

わが国の直面する最重要課題は、デフレからの早期脱却と経済再生の実現である。一方で財政健全化が喫緊の課題であることは言うまでもない。これらを実現すべく、安倍政権においては、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、そして「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として強力に推進してきている。また、来年4月以降の消費税率引上げに伴う駆け込み需要及び反動減対策にも十分な目配りが必要である。

税制面については、平成25年度税制改正において、政府の成長戦略を先取りして、生産等設備投資促進税制の創設、研究開発税制や交際費課税の大幅な拡充、所得拡大促進税制の創設などこれまでの税制とは視点を変えた大胆な取組を行っており、まずは、こうした制度が民間企業において十分に活用されることを期待したい。

歳出歳入一体という観点から予算編成過程で同時に税制改正について決定するのが本来であるが、今般、消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置等については、通常年度改正から切り離して前倒しで決定することとする。

なお、民間投資の活性化を促していくためには、税制での支援だけでは限界があり、予算面や金融面での支援や既存設備の単なる更新投資の域を超えた新たな投資を後押しするような制度・規制面での環境整備など各省庁の政策の総動員を行う必要がある。それが次元の違う成長戦略につながる。こうした観点から、民間投資の活性化に資する制度・規制面での環境整備をしっかりと行う場合には、これに対応した税制措置を講じることとする。

さらに、民間投資の活性化を含む「三本の矢」の成果が所得の拡大という形などで広く国民に享受されることが重要である。その結果、消費が拡大しさらなる経済成長につながるといった経済の好循環が実現することになる。こうした観点から、平成25年度税制改正において創設した所得拡大促進税制の拡充を行うこととする。

年末に向けて、平成26年度税制改正として行うべき措置等について引き続き検討を進めることとする。

足元の経済成長を賃金上昇につなげることを前提に、復興特別法人税の一年前倒

しでの廃止について検討する。その検討にあたっては、税収の動向などを見極めて復興特別法人税に代わる復興財源を確保すること、国民の理解、なかでも被災地の方々の十分な理解を得ること、及び復興特別法人税の廃止を確実に賃金上昇につなげられる方策と見通しを確認すること等を踏まえたうえで、12 月中に結論を得る。

なお、法人課税については、企業の国際競争力や立地競争力の強化のため、国・地方を合わせた表面税率である法人実効税率を引き下げるべきとの意見がある。わが国が直面する産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政策効果を検証する必要がある。表面税率を引き下げる場合には、財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始することとする。

自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第7条第1号カに基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。

以下、各項目について基本的考え方を述べる。

1 先端設備の投資を促す税制

企業の設備投資の水準は、長きに亘って減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきた。このため、設備は老朽化・劣化し、生産性の伸び悩みの要因となっている。こうした状況を打破するため、生産性の向上につながる設備、具体的には生産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度（生産性向上設備投資促進税制）を創設する。

また、わが国の地域経済及び雇用を支える中小企業の一層の活躍を支援するため、中小企業投資促進税制を拡充する。具体的には、本税制の対象設備のうち、生産性向上設備投資促進税制の対象となる設備について、即時償却又は税額控除

ができるよう拡充する。また、資本金 3,000 万円以下の事業者の税額控除率を上乗せするとともに、生産性向上設備への投資を加速する観点から、新たに創設される税額控除制度については、資本金 1 億円以下の事業者も対象とする。

なお、中小企業は赤字法人が多く、投資減税が設備投資のインセンティブとなりにくい側面もあることから、補助金を中小企業向けの設備投資支援に重点化するなど、予算措置による対応を別途検討する。

さらに、研究開発税制について、平成 25 年度税制改正で大幅な拡充を行ったところであるが、わが国の成長の源泉である研究開発投資の拡大を一層加速化させるため、増加型の措置を拡充し、増加率に応じて控除率を引き上げる仕組みに改める。

固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

2 民間企業等によるベンチャー投資の促進のための税制

産業の新陳代謝を進める上で、多くの人や中小企業が創業や新たな事業にチャレンジしやすい環境を整備する必要がある。そのためには、ベンチャー企業に対して、十分なリスクマネーの供給、ベンチャー企業と取引先企業の橋渡し、事業化に必要なノウハウ・技術などの支援を同時に行っていく必要がある。このため、特にこうした環境の整備が急がれる事業拡張段階にあるベンチャー企業などへの支援を徹底するため、産業競争力強化法（仮称）において必要な経営支援等を行うベンチャー・ファンドを認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうしたベンチャー・ファンドを通じた企業の投資を促進するため、その損失リスクに備えるための措置を講じる。

あわせて、地域の活性化の観点から、地域のリソースを活用した創業を促進していく必要がある。このため、産業競争力強化法において、地域の実情を踏まえた支援が可能である市区町村による創業支援の枠組みを整備することとし、税制においてもその枠組みの下での株式会社の設立を促進するための措置を講じる。

3 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革を促進するための税制

わが国産業の過当競争・過剰供給構造を解消し、複数企業間の経営資源を融合することを通じて、収益力を高めることにより、企業の競争力の強化を図る必要がある。

このため、産業競争力強化法において、同業種間の事業統合を含めた収益力の飛躍的な向上を目指す事業再編を認定する仕組みを設けることとし、税制においてもこうした事業再編を行う企業のリスク負担に備えるための措置等を講じることとする。

4 設備投資につながる制度・規制面での環境整備に応じた税制

防火・防災対策や耐震対策など国民の安全・安心のための設備投資や、省エネ投資といったエネルギー政策の観点からの投資を進めていく必要がある。

こうした投資は、大きな目で見れば、立地競争力や事業継続可能性を高め、ひいては企業の競争力強化につながるものであるが、直接的・短期的に企業の収益力を高めるものではないことから、投資減税のみでこれを促進していくことは困難である。このため、まずはそれぞれの政策目的に沿った企業行動を促すための制度・規制面での環境整備を行う。それを前提に、その結果生じる企業の投資行動を税制で支援し、必要な投資を促進していく。

今般の検討においては、国土の強靱化、環境政策、エネルギー政策などの観点から、様々な制度・規制面での環境整備が提示されたが、この中で企業行動を促すとの観点から十分な制度・規制面での対応が行われ、かつ税制を仕組むことが可能な程度に制度が整備されている耐震改修を促進するための法人税等に係る税制を創設する。

さらに、ノンフロン製品や省エネ改修、温暖化対策に資する設備への投資については、エネルギー効率の向上により生産性の向上につながるものであることから、生産性向上設備投資促進税制の対象とすることとする。

また、固定資産税については、各地域における安全・安心のための投資促進や環境政策の推進の観点も重視し、耐震改修及び排出ガス規制に適合した特定特殊自動車の早期普及を促進するための特例措置を創設するとともに、浸水防止用設備やノンフロン製品の普及を促進するための特例措置を、地域決定型地方税制特

例措置（通称：わがまち特例）を導入した上で創設する。

なお、今般の検討過程で制度・規制面での環境整備に関連してなされたその他の税制改正要望については、企業に実際の行動を促す実効性が確保されているか、税制を適用するために必要な制度が整備されているか等の点について、更なる検討が必要なことから、今回は対応を見送ったところである。引き続き、実効性のある制度・規制面での環境整備の検討と合わせて、税制での対応の必要性などについて年末の大綱決定に向けて検討していく。

5 所得拡大促進税制の拡充

日本経済の真の再生のためには、企業の収益が、賃金の上昇や雇用の拡大につながっていく好循環を実現することが重要である。このため、平成 25 年度税制改正において、給与等の支給を増加させた企業を優遇する所得拡大促進税制を創設した。今般、成長戦略の実現を加速化するため、この税制について、企業にとってより使いやすいものとし、企業による賃金の引上げを強力に促すものにするとの観点から、計画的・段階的に賃上げをしていく企業を支援する仕組みに改めるとともに、企業の従業員構成の多様性に対応する要件緩和を行う。

第二 具体的内容

一 民間投資の活性化

(国 税)

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の 50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の 4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の 20%を上限とする。

なお、産業競争力強化法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得等をしたものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却とその取得価額の 5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に対象資産の取得等をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は控除ができることとする。

(注 2) 生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しない。

(注 3) 生産性向上設備等とは、先端設備及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備として産業競争力強化法に規定するものをいう。

(注 4) 先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす次の機械装置、工具、器

具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアをいう。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	(限定なし)
工具	ロール
器具備品（ホについては、中小企業者等が取得等をするものに限る。）	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） ホ 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。） ヘ 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ 電気設備（照明設備を含む。）のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アークード又は日よけ設備（ブラインドに限る。） ホ イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限る。）
ソフトウェア（中小企業者等が取得等をするものに限る。）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の①及び②のいずれにも該当することとする。

- ① 最新モデル（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいう。ただし、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。）であること。
- ② 旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するものであること。
ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組

込型機械装置における上記①は、10年以内に販売が開始されたもので最新モデル及びその最新モデルの1つ前のモデルとし、ソフトウェアには、上記②は付さないこととする。

(注5) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいう。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にあつては、5%以上）であることとする。

(注6) 一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいう。

- ① 機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- ② 工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ③ 建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）
- ④ ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの（一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。）

[延長・拡充等]

- 1 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、制度の適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

青色申告書を提出する法人の増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計

算した金額の税額控除ができることとする。

(注1) 増加試験研究費の額とは、試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額をいう。

(注2) 増加割合とは、増加試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。

(地方税)

[新設]

1 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置（生産性向上設備投資促進税制）の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（仮称）に該当するもののうち、一定の規模以上のものの取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその中小企業者等の事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用する。

[延長・拡充等]

1 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除を次の措置に改組した上、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を3年延長する。

増加試験研究費の額が比較試験研究費の額の5%を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合には、増加試験研究費の額に30%（増加割合が30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額の税額控除ができることとする。

二 中小企業対策

(国 税)

[新設]

1 生産性向上設備投資促進税制（再掲）

(1) 先端設備について、中小企業者等は、器具備品のうち電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る。）に限る。）及び一定のソフトウェアを対象とする（所得税についても同様とする。）。

（注）機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、要件を緩和する。

(2) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備における生産性の向上に係る要件について、中小企業者等は、投資計画における投資利益率が5%以上（中小企業者等以外の法人にあつては、15%以上）であることとする（所得税についても同様とする。）。

[延長・拡充]

1 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（所得税についても同様とする。）。

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、中小企業者等が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等（仮称）に該当するものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却（現行30%の特別償却）ができることとする。

なお、中小企業者等（現行 特定中小企業者等）にあつては、その特別償却とその特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の7%（特定中小企業者等にあつては、10%（現行7%））の税額控除との選択適用ができることとし、税額控除における控除限度超過額は、1年間の繰越しができることとする。

（注1）上記の改正は、平成26年4月1日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成26年3月31日までの間に生産性向上設備等に該当するものの取得等をした場合には、平成26年4月1日を含む事業年度において、特別償却相当額又は税額控除相当額の償却又は繰越控除ができることとする。

（注2）中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

(注3) 特定中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいう。

- 2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)

(地方税)

[新設]

- 1 生産性向上設備投資促進税制(再掲)

三 民間企業等によるベンチャー投資等の促進

(国 税)

[新設]

- 1 ベンチャー投資を促進するための税制措置の創設

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、青色申告書を提出する法人で、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定新事業開拓投資事業計画(仮称)について認定を受けた投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約を締結しているもの(その投資事業有限責任組合の有限責任組合員に限り、その法人が適格機関投資家である場合にはその投資事業有限責任組合に対する出資予定額が2億円以上であるものに限り)が、その認定を受けた日以後にその投資事業有限責任組合に出資をし、かつ、同日からその投資事業有限責任組合の存続期間終了の日までの期間内においてその特定新事業開拓投資事業計画に従ってその投資事業有限責任組合の組合財産となる同法に規定する新事業開拓事業者(仮称)の株式等を取得した場合において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その期間内の日を含む各事業年度終了の時ににおいて有するその株式等のその終了の時ににおける帳簿価額の合計額の80%以下の金額を新事業開拓事業者投資損失準備金(仮称)として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

この準備金は、その積み立てた事業年度の翌事業年度にその積み立てた金額の全額を取り崩して、益金算入する。

(注1) 上記の措置は、平成26年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

(注2) 上記の適格機関投資家は、その投資事業有限責任組合契約を締結した日を含む事業年度開始の時ににおけるその他有価証券である株式等の帳簿価額が20億円以上のものに限る。

2 創業促進のための登録免許税の税率の軽減措置の創設

個人が、産業競争力強化法(仮称)に規定する認定創業支援事業計画(仮称)に係る認定を受けた市区町村において、同計画に記載された特定創業支援事業(仮称)による支援を受けて株式会社の設立をする場合には、当該株式会社の設立の登記(同法の施行の日から平成28年3月31日までの間に受けるものに限る。)に対する登録免許税の税率を、1,000分の3.5(最低税額7万5千円)(本則1,000分の7(最低税額15万円))に軽減する措置を講ずる。

四 収益力の飛躍的な向上に向けた経営改革の促進

(国 税)

[新設]

1 事業再編を促進するための税制措置の創設

産業競争力強化法(仮称)の制定に伴い、青色申告書を提出する法人で同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に同法に規定する特定事業再編計画(仮称)について認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度のその積立期間内において、その特定事業再編計画に記載された同法に規定する特定事業再編(仮称)に係る同法に規定する特定会社(仮称)の特定株式等の取得(その特定事業再編前の取得を除く。)をし、かつ、その特定株式等をその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金(仮称)として積み立てたとき(その特定事業再編をした最初の事業年度において、その特定事業再編前からその最初の事業年度終了の日まで引き続き有しているその特定会社の特定株式等の帳簿価額の70%以下の金額を特定事業再編投資損失準備金として積み立てた場合を含む。)は、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

この準備金は、その積立期間終了の日を含む事業年度の翌事業年度から5年間

で、その積立期間終了の日を含む事業年度終了の時における準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

(注1) 上記の措置は、平成 26 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度について適用する。なお、平成 26 年 4 月 1 日前に終了する事業年度において産業競争力強化法の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に特定株式等の取得をした場合には、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度においてその準備金積立相当額の損金算入ができることとする。

(注2) 積立期間とは、その法人がその特定事業再編計画について認定を受けた日から同日以後 10 年を経過する日（その特定事業再編計画に記載された特定事業再編に係る特定会社が、同日までに 3 期連続で営業利益を計上した場合には、その営業利益を計上した最後の事業年度終了の日）までの期間をいう。

(注3) 特定株式等とは、設立若しくは資本金の額等の増加に伴う金銭の払込み、合併、分社型分割若しくは現物出資に伴い取得する特定会社の株式（出資を含む。）又はその特定会社に対する貸付金に係る債権をいう。

2 事業再編等に係る登録免許税の税率の軽減措置の創設

産業競争力強化法（仮称）に規定する事業再編計画（仮称）、特定事業再編計画（仮称）又は中小企業承継事業再生計画（仮称）の認定（同法の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までの間にされたものに限る。）を受けた認定事業者等が、これらの計画に基づき行う株式会社の設立等に係る次に掲げる登記に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

(1) 株式会社の設立又は増資の登記 1,000 分の 3.5（本則 1,000 分の 7）

(2) 合併による株式会社の設立又は増資の登記

1,000 分の 1（純増部分については、1,000 分の 3.5）

（本則 1,000 分の 1.5（純増部分については、1,000 分の 7））

(3) 分割による株式会社の設立又は増資の登記

1,000 分の 5（本則 1,000 分の 7）

(4) 法人の設立等の場合における次に掲げる登記

① 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 16（本則 1,000 分の 20）

② 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23（本則 1,000 分の 28）

(5) 合併による法人の設立等の場合における次に掲げる登記

① 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 2 (本則 1,000 分の 4)

② 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 3 (本則 1,000 分の 4)

(6) 分割による法人の設立等の場合における次に掲げる登記

① 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4 (本則 1,000 分の 20)

② 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23 (本則 1,000 分の 28)

五 設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応

(国 税)

[新設]

1 既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設

青色申告書を提出する法人で、その有する耐震改修対象建築物につき平成 27 年 3 月 31 日までに建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による耐震診断結果の報告を行ったもの（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示を受けたものを除く。）が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告を行った日以後 5 年を経過する日までの間に、その耐震改修対象建築物の部分について行う耐震改修により取得し、又は建設したその耐震改修対象建築物の部分について、その取得価額の 25% の特別償却ができることとする（所得税についても同様とする。）。

(注 1) 耐震改修対象建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律の既存耐震不適格建築物のうち耐震診断結果の報告が同法の規定により義務付けられるもの（同法の要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物）をいう。

(注 2) 耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替であって、その耐震改修対象建築物に係る耐震基準に適合することとなるものとして次の者による証明がされたものをいう。

① 地方公共団体の長

② 指定確認検査機関

③ 建築士

(地方税)

[新設]

1 耐震改修を行った既存家屋に係る固定資産税の減額措置の創設

耐震改修を行った既存家屋（住宅を除く。以下同じ。）に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い耐震診断を義務付けられ、その結果が所管行政庁に報告された家屋（その報告に関する命令又は必要な耐震改修に関する指示の対象となったものを除く。）について、政府の補助を受けて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から 2 年度分の当該家屋に係る固定資産税について、当該家屋に係る固定資産税額の 2 分の 1 に相当する金額（当該 2 分の 1 に相当する金額が当該補助対象改修工事に係る工事費の 2.5% に相当する金額を超える場合は、当該 2.5% に相当する金額）を減額する。

(2) 減額を受けようとする対象家屋の所有者は、上記耐震基準に適合した工事であること等につき、地方公共団体、建築士又は指定確認検査機関が発行した証明書を添付して、改修後 3 月以内に市町村に申告しなければならないこととする。

2 浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づき、浸水の防止を図るために取得する一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の 5 年間価格に 3 分の 2 を参酌して 2 分の 1 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間に限り講ずる。

3 ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る固定資産税について、課税標準を最初の 3 年間価格に 4 分の 3 を参酌して 3 分の 2 以上 6 分の 5 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする措置を平成 26 年 4 月 1 日から 3 年間に限り講ずる。

4 排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を、平成26年4月1日から、同法に基づき、特定特殊自動車の定格出力ごとに定められる規制の開始までの期間（定格出力が130kW以上560kW未満のものについては、当該規制の開始後1年を経過するまでの期間）に限り講ずる。

六 所得の拡大

(国 税)

[延長・拡充]

1 雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行5%以上）を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。

① 平成27年4月1日前に開始する適用年度 2%以上

② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 3%以上

③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行 以上であること）とする。

(注1) 継続雇用者に対する給与等とは、適用年度及びその前年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与等のうち、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等をいう。ただし、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の継続雇用制度に基づき雇用される者に対する給与等を除く。

(注2) 上記の改正は、平成26年4月1日以後に終了する適用年度について適

用する。なお、法人が同日を含む適用年度に改正後の制度を適用する場合において、経過事業年度（平成25年4月1日以後に開始し、平成26年4月1日前に終了する事業年度で改正前の制度の適用を受けていない事業年度）において改正後の要件の全てを満たすときは、その経過事業年度について改正後の規定を適用して算出される税額控除相当額を、その適用年度において、その税額控除額に上乗せして法人税額から控除できることとする。合わせて、控除上限額についても、経過事業年度の期間に応じて上乗せする。

（地方税）

〔延長・拡充〕

1 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る法人住民税の特例措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

(1) 雇用者給与等支給増加割合の要件（現行5%以上）を次の適用年度の区分に応じ次のとおりとする。

① 平成27年4月1日前に開始する適用年度 2%以上

② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する適用年度 3%以上

③ 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する適用年度 5%以上

(2) 平均給与等支給額に係る要件について、平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の基礎となる国内雇用者に対する給与等を継続雇用者に対する給与等に見直した上、平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を上回ること（現行 以上であること）とする。